

C

令和 8 年

第 1 回 市議会定例会

議案の説明資料

## 議 案 件 目

### ○議案

- 第 14 号議案 浜松市議会議員及び浜松市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び浜松市議会議員及び浜松市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正について…………… 6
- 第 15 号議案 浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について …… 7
- 第 16 号議案 浜松市歯科口腔保健推進条例の一部改正について …… 8
- 第 17 号議案 浜松市中央卸売市場業務条例及び浜松市地方卸売市場業務条例の一部改正について …… 9
- 第 18 号議案 浜松市都市公園条例の一部改正について …… 10
- 第 19 号議案 浜松市火災予防条例の一部改正について …… 12
- 第 20 号議案 浜松市災害救助基金に関する条例の制定について …… 14
- 第 21 号議案 工事請負契約締結について  
(令和7年度アクトシティ浜松Aゾーン改修工事  
(舞台音響映像設備工事)) …… 15
- 第 22 号議案 工事請負契約締結について  
(令和7年度アクトシティ浜松Aゾーン改修工事  
(舞台機構設備工事)) …… 17
- 第 23 号議案 工事請負契約締結について  
(令和7年度アクトシティ浜松Aゾーン改修工事  
(舞台照明設備工事)) …… 19
- 第 24 号議案 工事請負契約締結について  
(（仮称）江之島ビーチコート整備・運営事業設計建設工事) …… 21

第 25 号議案	工事請負契約締結について (令和 7 年度(債務)高規格幹線道路 IC アクセス道路整備国庫補助事業 (国)152 号(池島-大原)5 号補強土基礎工事(第 1 工区))	23
第 26 号議案	工事請負契約締結について (令和 7 年度(債務)高規格幹線道路 IC アクセス道路整備国庫補助事業 (国)152 号(池島-大原)道路改良工事(第 1 工区 4 号補強土壁工))	25
第 27 号議案	工事請負契約の一部変更について (令和 6 年度(債務)斎場施設整備事業(市)雄踏西ヶ崎パーク線道路改 良工事)	27
第 28 号議案	工事請負契約の一部変更について (令和 6 年度(債務)国県道整備国交付金事業(社資交)(国)152 号(浜 北天竜 BP)道路改良工事)	29
第 29 号議案	工事請負契約の一部変更について (令和 7 年度土木施設災害復旧事業(国)362 号(瀬居)道路災害復旧工事 (7 災第 2 号))	31
第 30 号議案	物品購入契約締結について (消防ポンプ自動車(CD-I 型)2 台)	33
第 31 号議案	物品購入契約締結について (小型動力ポンプ付積載車 2 台)	34
第 32 号議案	物品購入契約締結について (災害対応特殊消防ポンプ自動車(CD-I 型 C A F S)3 台)	35
第 33 号議案	市有財産の無償譲渡について(旧基幹集落センター)	36
第 34 号議案	指定管理者の指定について (浜松アリーナ)	40

第 35 号議案	指定管理者の指定について (浜松市浜北障害者生活介護施設光の園)	45
第 36 号議案	指定管理者の指定について (浜松まつり会館)	50
第 37 号議案	指定管理者の指定について (遠州灘海浜公園 (江之島地区))	54
第 38 号議案	指定管理者の指定について (舘山寺総合公園)	55
第 39 号議案	から 第 41 号議案 まで 市道路線認定、市道路線廃止、市道路線変更について	60
第 57 号議案	浜松市防災会議条例の一部改正について	61
第 58 号議案	浜松市龍山入浴施設条例の一部改正について	62
第 59 号議案	浜松市職員定数条例の一部改正について	63
第 60 号議案	浜松市長等の浜松市に対する損害賠償責任の一部を免責する条例等の 一部改正について	67
第 61 号議案	浜松市職員の給与に関する条例の一部改正について	68
第 62 号議案	浜松市手数料条例の一部改正について	70
第 63 号議案	浜松市軽度生活援助員派遣手数料徴収条例の廃止について	83
第 64 号議案	浜松市子ども・子育て支援法施行条例等の一部改正について	84
第 65 号議案	浜松市春野福祉センター条例の一部改正について	86

第 66 号議案	浜松市介護保険条例の一部改正について	87
第 67 号議案	浜松市国民健康保険条例の一部改正について	88
第 68 号議案	浜松市勤労福祉センター条例の一部改正について	89
第 69 号議案	浜松市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	90
第 70 号議案	浜松市風致地区条例の一部改正について	92
第 71 号議案	浜松市自転車等駐車場条例の一部改正について	93
第 72 号議案	浜松市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正 について	96
第 73 号議案	浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正について	99
第 74 号議案	浜松市立幼稚園条例の一部改正について	100
第 75 号議案	浜松市かわな野外活動センター条例の一部改正について	101
第 76 号議案	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための関係条例の 整備に関する条例の制定について	102
第 77 号議案	辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画について	105
第 78 号議案	包括外部監査契約締結について	106

(第 14 号議案の説明資料)

選挙管理委員会事務局

浜松市議会議員及び浜松市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び浜松市議会議員及び浜松市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正について

(提案理由)

公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）の一部改正により国会議員の選挙における選挙運動用ポスター等の作成の公営に関する金額が改定されたことを踏まえ、浜松市議会議員及び浜松市長の選挙における同様の公営に関する金額を改定するため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

公職選挙法施行令に規定する国会議員の選挙における選挙運動用ポスター等の作成の公営に関する金額に準じて、以下のとおり改定を行うものです。

1 選挙運動用ポスターの作成の公営に係る限度額を算定する際に用いる単価

(浜松市議会議員及び浜松市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例第 9 条関係)

区分	現行単価	改正単価
選挙区のポスター掲示場の数が 500 以下の場合 1 枚当たり	541 円 31 銭	586 円 88 銭
選挙区のポスター掲示場の数が 500 を超える場合 1 枚当たり	28 円 35 銭	30 円 73 銭

2 選挙運動用ビラの作成の公営に係る限度額を算定する際に用いる単価

(浜松市議会議員及び浜松市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例第 4 条関係)

区分	現行単価	改正単価
50,000 枚以下の場合 1 枚当たり	7 円 73 銭	8 円 38 銭
50,000 枚を超える場合 1 枚当たり	5 円 18 銭	5 円 62 銭

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行するものです。

浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

(提案理由)

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「鳥獣保護管理法」という。）の一部改正により、市町村長の判断で緊急銃猟の実施が可能となり、職員が鳥獣の捕獲個体の処分作業に従事することとなることを踏まえ、当該作業に対する特殊作業手当を新設するため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 支給要件

職員が、鳥獣保護管理法第 9 条第 1 項の規定による許可を受けて捕獲をした鳥獣の殺処分及び死体の埋却の作業その他これらに準じる作業に従事したときを追加するものです。

2 支給額

1 日につき 380 円

(施行期日)

この条例は、公布の日の翌日から施行するものです。

浜松市歯科口腔保健推進条例の一部改正について

(提案理由)

歯科口腔保健の推進に関する法律の規定に基づいて定める歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（以下、基本的事項という。）が改正されたこと及び静岡県民の歯や口の健康づくり条例の一部改正（令和 7 年 10 月 17 日施行）を踏まえ、オーラルフレイル予防等の新しい概念の導入等、本条例改正（平成 31 年 4 月 1 日施行）以降の歯科口腔保健を取り巻く状況の変化を考慮し現状に則した内容に見直すため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

基本的事項の改正に伴い、歯科口腔保健のさらなる推進に向けた取り組みについて、第 9 条の規定を改正するものです。

- ・生涯を通じた継続的で切れ目のない歯科口腔保健を推進するため、「ライフコースアプローチ」の考え方を加え用語を改めるものです。（第 9 条、第 4 号）
- ・歯科疾患の予防に向けた取組に、適切な食べ方の習得を加えるものです。（第 1 号）
- ・歯科検診を受け、必要に応じて歯科医療を受けることの勧奨を加えるものです。（第 2 号）
- ・歯と口腔の様々な機能の軽微な衰えを予防するため、新しい概念である「オーラルフレイル予防」の推進を加えるものです。（第 3 号）
- ・社会経済的要因による歯と口腔に関する健康格差縮小のための措置を加えるものです。（第 5 号）
- ・災害時における口腔ケアによる歯と口腔の健康の保持に関する施策を加えるものです。（第 7 号）

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行するものです。

(第 17 号議案の説明資料)

中央卸売市場  
食肉地方卸売市場

浜松市中央卸売市場業務条例及び浜松市地方卸売市場業務条例の一部改正について

(提案理由)

卸売市場法の改正に伴い、中央卸売市場及び地方卸売市場の認定要件に適合させるため、条例の一部を改正するものです。

また、アナログ的な運用を前提とする規制を見直し、デジタル社会の形成に向けた規制改革を推進するため、地方卸売市場業務条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律に基づき、「取り扱う指定飲食料品等」「コスト指標」等の公表について新たに規定し、卸売市場の認定要件に適合するように改正するものです。

併せて、地方卸売市場業務条例において、現行、掲示で行っている売買取引及び委託手数料に係る周知の方法を、インターネットの利用その他の適切な方法に改正するものです。

(施行期日)

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行するものです。

## 浜松市都市公園条例の一部改正について

## (提案理由)

遠州灘海浜公園について、(仮称)江之島ビーチコート整備・運営事業の開始に伴い、名称、利用日及び利用時間の変更並びに利用料金を変更するため、条例の一部を改正するものです。

## (改正内容)

## 1 名称、利用日及び利用時間(別表第1の1)

遠州灘海浜公園の江之島ビーチコートについて、既存施設の解体、新たに整備するコート等の設計・整備、運営・維持管理をDBO方式により実施することに伴い、施設の名称を変更するとともに、利用日及び利用時間を変更するものです。

## (1) 部分開業

	改正前	改正後
名称	江之島ビーチコート	浜松江之島ビーチコート

## (2) 全面開業

名称	改正前		改正後	
	利用日	利用時間	利用日	利用時間
浜松江之島ビーチコート	1月4日から12月28日まで(月曜日を除く。)	午前9時から午後5時まで	1月4日から12月28日まで	午前9時から午後9時まで

## 2 利用料金(別表第3の4)

利用料金は下表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものです。

施設区分・施設名称等	利用料金(円)	
	改正前	改正後
(1) 施設		
東コート	550	770
西コート1		770
西コート2		770
(2) 会議室等		
会議室		1,000

多目的室		800
(3) 照明設備		
西コート 1、2		550

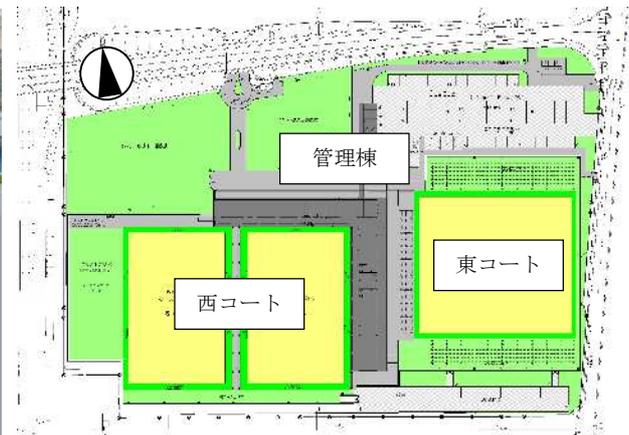
※表中の利用料金は、利用区分・利用時間区分が複数ある場合は最小面数での標準的なパターンを1時間当たりの金額で示したものです。

(施行期日等)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行するものです。ただし、全面開業の規定は規則で定める日から施行するものです。
- 2 本施設に係る利用の許可及び利用料金の徴収並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の前においても行うことができることとするものです。

(参考)

- 1 (仮称) 江之島ビーチコート整備・運営事業の概要  
ビーチ・マリンスポーツ事業化計画に基づき、遠州灘海浜公園江之島地区に国内最大級のビーチコートを整備し、「ビーチ・マリンスポーツの聖地」を目指す。
- 2 事業スケジュール  
事業開始 令和8年3月  
部分開業 令和9年10月  
全面開業 令和10年2月
- 3 完成予想図及び配置図



※本図はイメージ図であり、変更となる可能性があります。

浜松市火災予防条例の一部改正について

(提案理由)

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成 14 年総務省令第 24 号。以下「省令」という。）の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 簡易サウナ設備の位置、構造及び管理に関する基準（第 7 条の 2、第 7 条の 3）

省令の改正により、火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の種類に「簡易サウナ設備」が加えられ、構造等の基準が追加されたことから、現行のサウナ設備の基準の「第 7 条の 2」を「第 7 条の 3」に繰り下げ、「第 7 条」の次に「第 7 条の 2」として新たに簡易サウナ設備の基準として、屋外等のテント及びバレル（木樽）に設ける放熱設備（最大出力 6 kW 以下の薪ストーブ・電気ストーブ）を規定し、放熱設備と周囲の可燃物との離隔距離として、周囲の可燃物が許容最高温度を超えない距離又は当該可燃物が引火しない距離のいずれかを保つことで足りることとするほか、簡易サウナ設備の構造・材質等の特性に応じた火災予防上の基準を明確化するものです。

また、併せて、現行のサウナ設備の名称を一般サウナ設備と名称の変更をするものです。

2 火を使用する設備等の設置の届出（第 44 条）

簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）を設置する場合は、あらかじめ、その旨を届け出なければならないこととするものです。

3 その他

字句の整理など、所要の整備を行うものです。

(施行期日等)

1 この条例は、令和 8 年 3 月 31 日から施行するものです。

2 この条例の施行の日以後に設置しようとする改正後の第 44 条第 6 号の 2 に規定する簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）又は同条第 7 号に規定する一般サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）について、この条例の施行の際現に改正前の第 44 条の規定によりサウナ設備の設置に係る届出がされている場合は、それぞれ改正後の第

44条の規定により簡易サウナ設備又は一般サウナ設備の設置に係る届出がされているものとみなすこととするものです。

浜松市災害救助基金に関する条例の制定について

(提案理由)

令和 8 年 4 月 1 日の救助実施市指定に向けて、災害救助法第 23 条第 3 号及び災害救助法に基づく救助実施市に関する内閣府令第 2 条第 3 号の規定に基づき必要となる浜松市災害救助基金に係る設置、管理及び処分にかかる細部の取扱いを規定する条例を制定するものです。

(主な制定内容)

1 趣旨 (第 1 条)

基金は、災害救助法第 22 条の規定に基づき災害救助に資するために設置するものです。

2 積立て (第 2 条)

基金として積み立てる額は、災害救助法第 23 条第 3 号の規定により、静岡県普通税収入額の前年度の前 3 年間の 3 か年平均の 0.5% に静岡県全体に対する浜松市の人口比率を乗じたものを積立て額として予算の定めるところによるものです。

3 管理 (第 3 条)

基金は、災害救助法第 26 条に定めるところにより、財政融資資金への預託若しくは確実な銀行への預金、国債証券若しくは地方債証券その他確実な債券の応募若しくは買入れ又は救助を必要とする者への給与品の事前購入にて管理するものです。

4 処分 (第 6 条)

基金は、以下の費用等において処分することができるものです。

- ・法第 21 条第 1 項 (救助に要する費用、委託費用の補償及び都道府県等が応援のために支弁した費用)
- ・法第 27 条 (基金の管理に要する費用)
- ・法第 29 条 (法第 23 条の規定による最少額を超えた部分の金額の範囲)

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行するものです。ただし、施行の日から救助実施市に指定される日の前日までの間においては、附則において字句を読み替えるものです。

(参考) 救助実施市とは

- ・災害救助法：一定規模の災害に際しては、避難所の設置や応急仮設住宅の供与等の救助を都道府県知事が行うとともに、救助に要した費用の一部を、国が負担することを規定
- ・救助実施市：災害救助の円滑かつ迅速な実施を図るため、救助実施市が自らの事務として被災者の救助を行うことを可能にする制度
- ・現在、指定都市 20 市のうち、13 市が救助実施市に指定済

工事請負契約締結について（令和 7 年度アクトシティ浜松 A ゾーン改修工事  
（舞台音響映像設備工事））

(提案理由)

アクトシティ浜松は、浜松市の文化振興の拠点施設です。本件はアクトシティ浜松の A ゾーン（大・中ホール、コングレスセンター）の建物の長寿命化を図る改修工事の内、舞台音響映像設備工事について工事請負契約を締結するものです。

(工事の概要)

- ・改修地 浜松市中央区板屋町 1 1 1 番地の 1
- ・構造・規模 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下 3 階、地上 6 階建  
延床面積 39,850.72㎡

(工事期間)

本契約成立の日の翌日から令和 11 年 6 月 29 日まで

工事の名称	工事の概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
令和7年度アクトシティ浜松 A ゾーン改修工事（舞台音響映像設備工事）	令和7年度アクトシティ浜松 A ゾーン改修工事（舞台音響映像設備工事）一式  大ホール・中ホール・41会議室他に設置されている舞台音響映像設備改修	2,255,000,000円	制限付 一般競争 入札	名古屋市中区錦一丁目18番28号 ヤマハサウンドシステム株式会社名古屋営業所 所長 青井 隆昌

アクトシティ浜松Aゾーン改修工事

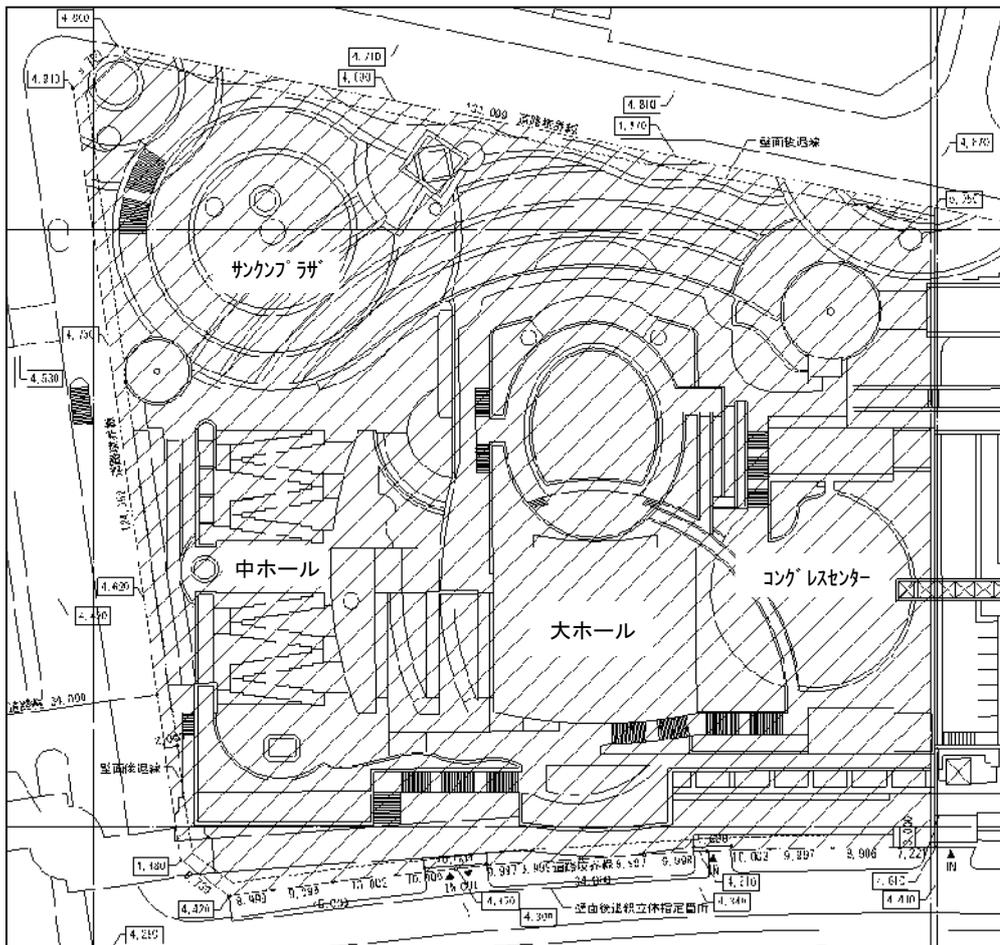
名 称：アクトシティ浜松

所在地：浜松市中央区板屋町111番地の1

【案内図】



【配置図】



(第 22 号議案の説明資料)

創造都市・文化振興課

工事請負契約締結について（令和 7 年度アクトシティ浜松 Aゾーン改修工事  
（舞台機構設備工事））

(提案理由)

アクトシティ浜松は、浜松市の文化振興の拠点施設です。本件はアクトシティ浜松の Aゾーン（大・中ホール、コングレスセンター）の建物の長寿命化を図る改修工事の内、舞台機構設備工事について工事請負契約を締結するものです。

(工事の概要)

- ・改修地 浜松市中央区板屋町 1 1 1 番地の 1
- ・構造・規模 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下 3 階、地上 6 階建  
延床面積 39,850.72 m<sup>2</sup>

(工事期間)

本契約成立の日の翌日から令和 11 年 6 月 29 日まで

工事の名称	工事の概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
令和7年度アクトシティ浜松 Aゾーン改修工事（舞台機構設備工事）	令和7年度アクトシティ浜松 Aゾーン改修工事（舞台機構設備工事） 一式  大ホール・中ホール・41 会議室・31 会議室に設置されている舞台機構設備（吊物機構設備、床機構設備）改修	3,322,000,000円	制限付 一般競争 入札	名古屋市東区泉二丁目28番23号高岳 KANAMEビル 三精テクノロジーズ株式会社名古屋営業所 所長 山下 厚志

アクトシティ浜松Aゾーン改修工事

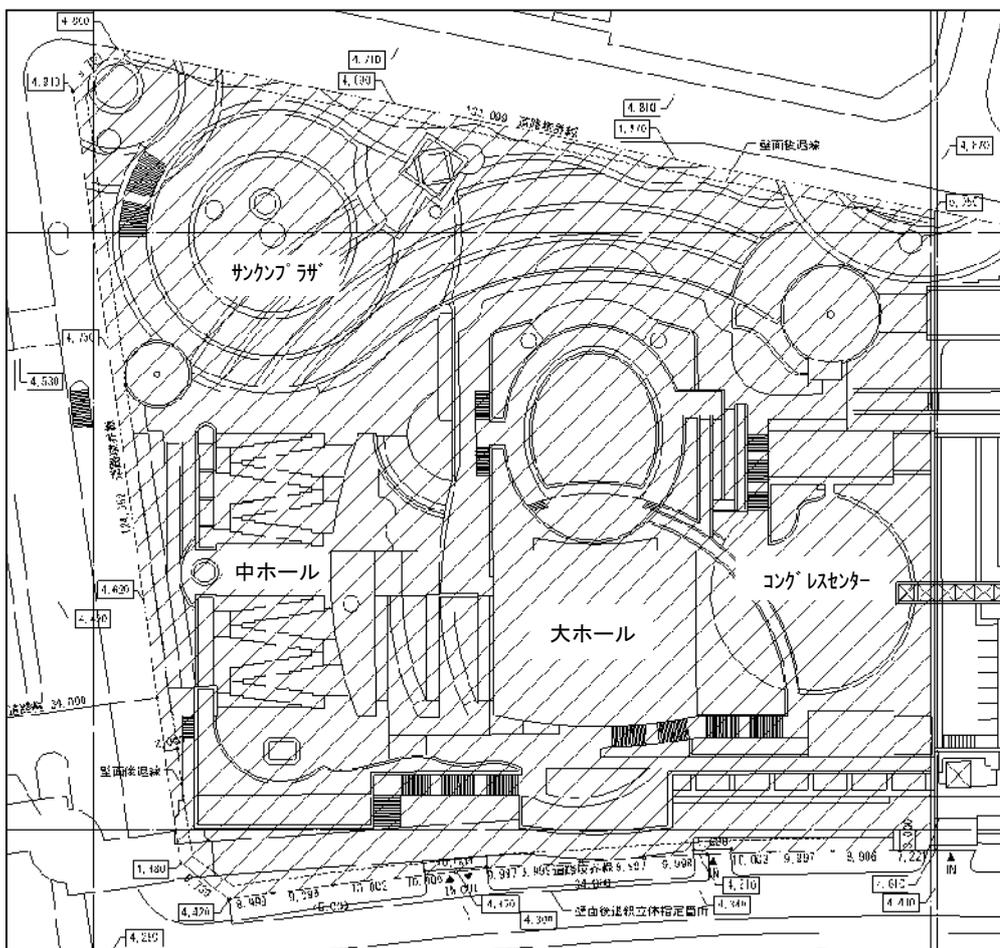
名 称：アクトシティ浜松

所在地：浜松市中央区板屋町111番地の1

【案内図】



【配置図】



工事請負契約締結について（令和 7 年度アクトシティ浜松 A ゾーン改修工事  
（舞台照明設備工事））

(提案理由)

アクトシティ浜松は、浜松市の文化振興の拠点施設です。本件はアクトシティ浜松の A ゾーン（大・中ホール、コングレスセンター）の建物の長寿命化を図る改修工事の内、舞台照明設備工事について工事請負契約を締結するものです。

(工事の概要)

- ・改修地 浜松市中央区板屋町 1 1 1 番地の 1
- ・構造・規模 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下 3 階、地上 6 階建  
延床面積 39,850.72㎡

(工事期間)

本契約成立の日の翌日から令和 11 年 6 月 29 日まで

工事の名称	工事の概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
令和7年度アクトシティ浜松 A ゾーン改修工事（舞台照明設備工事）	令和7年度アクトシティ浜松 A ゾーン改修工事（舞台照明設備工事） 一式  大ホール・中ホール・41会議室に設置されている舞台照明設備改修	2,140,600,000円	制限付一般競争入札	名古屋市東区武平町五丁目1番地名古屋栄ビルディング丸茂電機株式会社名古屋営業所 所長 青山 英樹

アクトシティ浜松Aゾーン改修工事

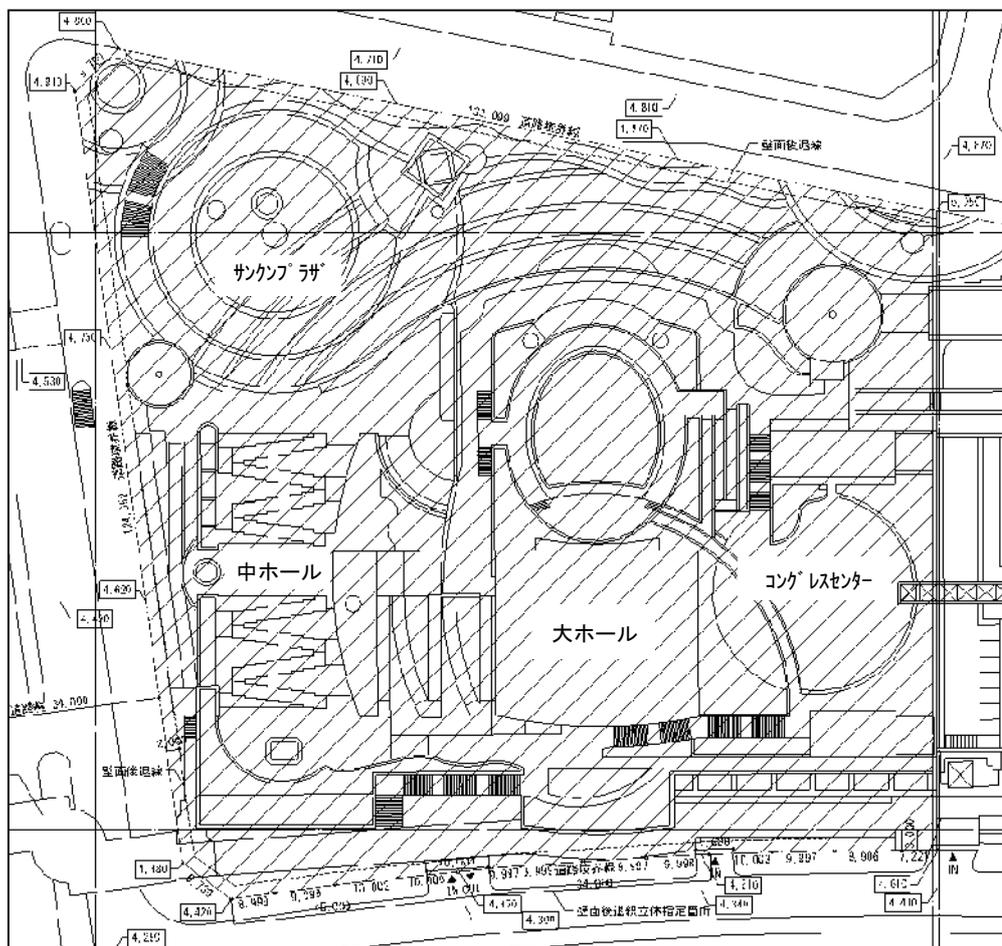
名 称：アクトシティ浜松

所在地：浜松市中央区板屋町111番地の1

【案内図】



【配置図】



(第 24 号議案の説明資料)

スポーツ振興課

工事請負契約締結について（(仮称) 江之島ビーチコート整備・運営事業設計  
建設工事）

(提案理由)

ビーチ・マリンスポーツ事業化計画に基づき、遠州灘海浜公園江之島地区にビーチスポーツの拠点を整備するため、江之島ビーチコートの設計建設工事について、工事請負契約を締結するものです。

(工事の概要)

- ・場所 浜松市中央区江之島町 1 1 9 7 番地
- ・事業内容 既存施設の解体、ビーチコート等の設計・施工・工事監理業務一式

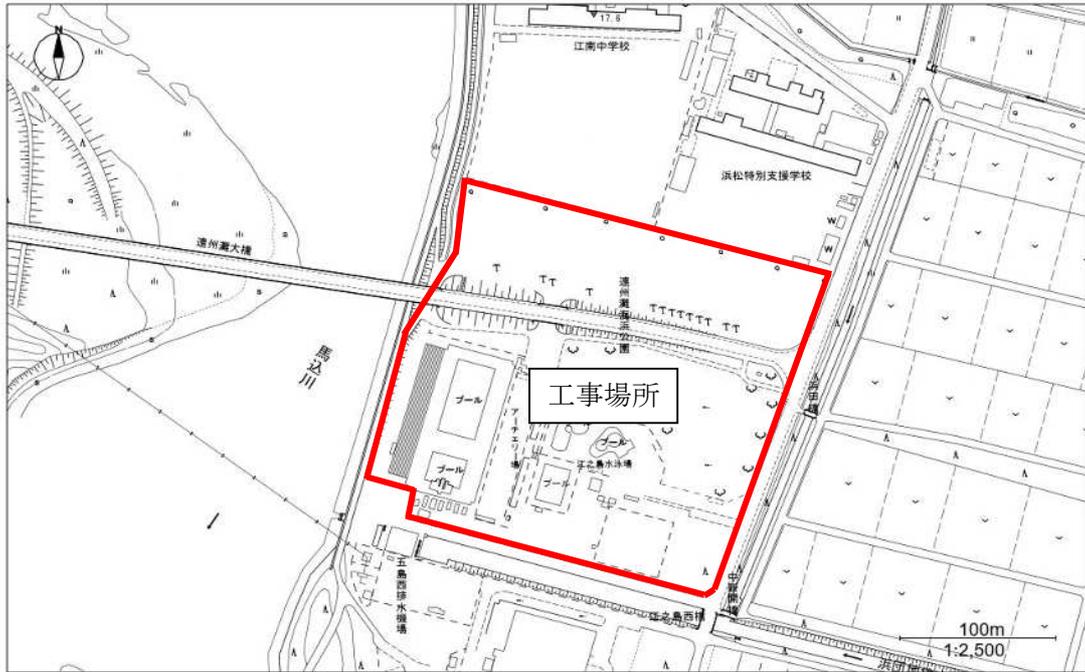
(工事期間)

本契約成立の日から令和 1 0 年 1 月 3 1 日まで

工事の名称	工事の概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
(仮称) 江之島ビーチコート整備・運営事業設計建設工事	設計及び建設工事一式 ・東コート ・西コート ・管理棟 ・駐車場 ・多目的広場 ・東屋 ・トイレ ・既存施設の解体及び撤去	3,179,253,000 円	一般競争入札（総合評価落札方式）	須山・中建・中村組・竹下・フジヤマ特定建設工事共同企業体 〈代表企業〉 浜松市中央区布橋二丁目 6 番 1 号 須山建設株式会社 取締役社長 須山 雄造 〈その他の構成員〉 浜松市中央区中沢町 71 番 23 号 中村建設株式会社 代表取締役 中村 仁志 浜松市中央区住吉五丁目 22 番 1 号 株式会社中村組 取締役社長 中村 嘉宏 浜松市中央区田町 230 番地

			の 17 田町ファーストビル 5 階 株式会社竹下一級建築士事 務所 代表取締役社長 竹下 昌 臣 浜松市中央区元城町 216 番 地の 19 株式会社フジヤマ 代表取締役 藤山 義修
--	--	--	---

(位置図)



(イメージ図)



(第 25 号議案の説明資料)

道路企画課

工事請負契約締結について (令和 7 年度(債務)高規格幹線道路 IC アクセス  
道路整備国庫補助事業(国)152 号(池島-大原)5 号補強土基礎工事(第 1 工  
区) )

(提案理由)

三遠南信自動車道関連事業として実施している国道 1 5 2 号 (池島-大原) 道路改良  
事業のうち、第 1 工区に位置する補強土基礎工事について工事請負契約を締結するもの  
です。

(工事概要)

工事箇所 浜松市天竜区水窪町奥領家地内  
工事内容 施工延長 L = 1 2 9 . 3 m  
地山補強工 (φ 1 3 5 m m) N = 6 4 6 本  
基礎工 L = 1 4 0 m

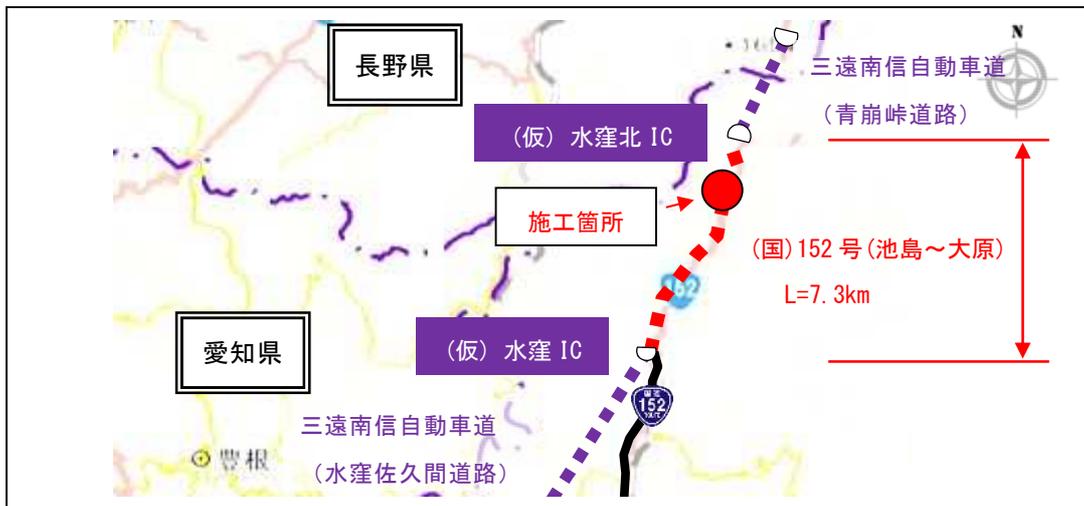
(工事期間)

令和 8 年 3 月 2 3 日から令和 1 1 年 3 月 2 0 日まで

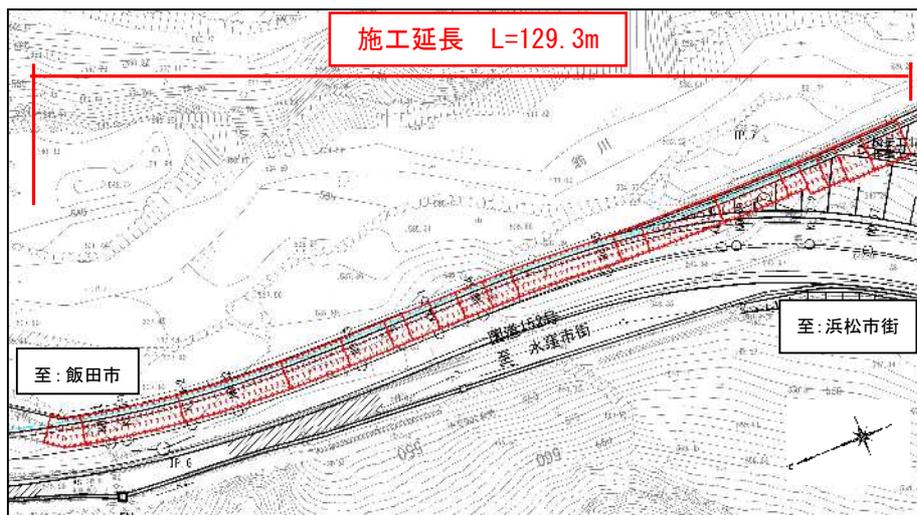
工事の名称	工事の概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
令和 7 年度 (債 務) 高規格幹線 道路 IC アクセス 道路整備国庫補 助事業 (国) 152 号 (池島-大原) 5 号補強土基礎工 事 (第 1 工区)	・ 施工延長 L=129.3m ・ 地山補強工 (φ 135mm) N=646本 ・ 基礎工 L=140m	644,600,000円	制 限 付 一 般 競 争 入 札 (総合評 価方式)	浜松市中央区中沢町71 番23号 中村建設株式会社 代表取締役 中村 仁志

○工事概要図(国)152号(池島-大原)5号補強土基礎工事(第1工区)

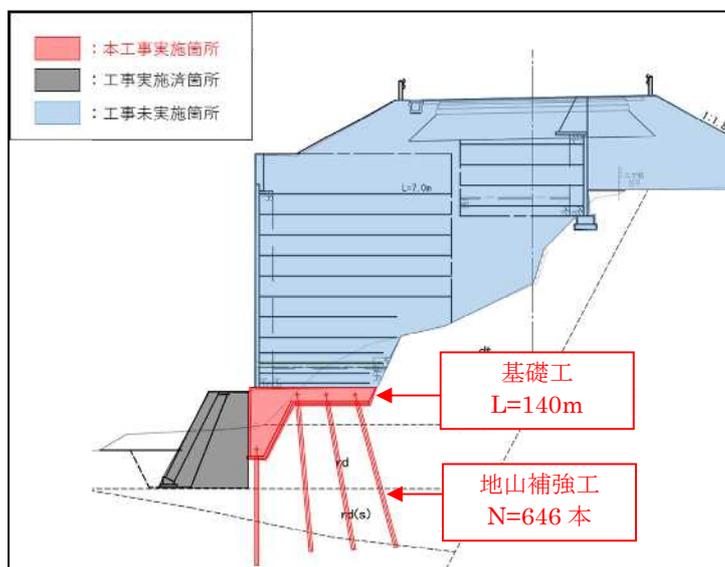
[位置図]



[計画平面図]



[標準断面図]



(第 26 号議案の説明資料)

道路企画課

工事請負契約締結について (令和 7 年度(債務)高規格幹線道路 IC アクセス  
道路整備国庫補助事業(国)152号(池島-大原)道路改良工事(第1工区4号補  
強土壁工))

(提案理由)

三遠南信自動車道関連事業として実施している国道152号(池島-大原)道路改良  
事業のうち、第1工区に位置する道路改良工事について工事請負契約を締結するもの  
です。

(工事概要)

工事箇所 浜松市天竜区水窪町奥領家地内  
工事内容 施工延長 L = 199.4 m  
補強土壁工 A = 996 m<sup>2</sup>  
路体盛土 (ICT) V = 30,100 m<sup>3</sup>

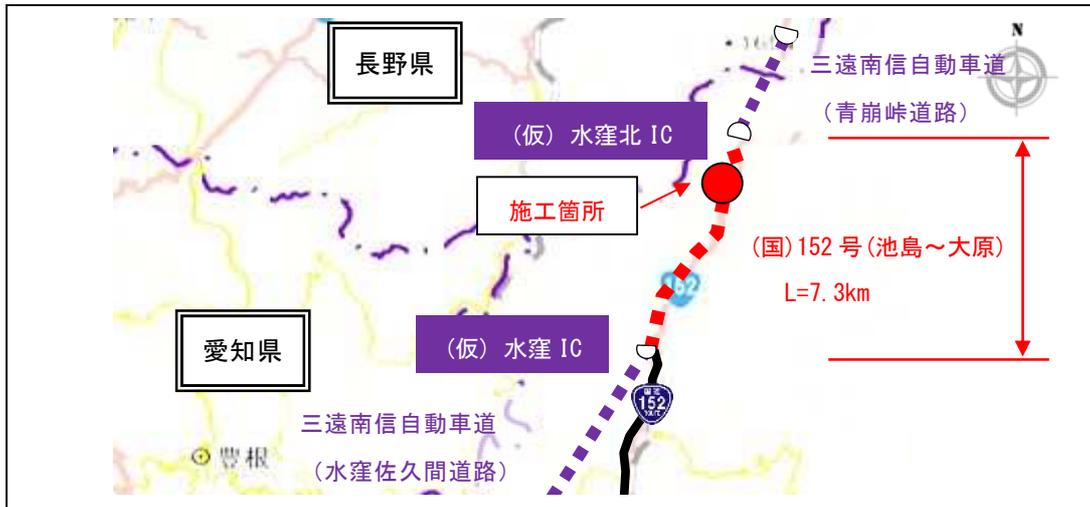
(工事期間)

令和8年3月31日から令和10年3月6日まで

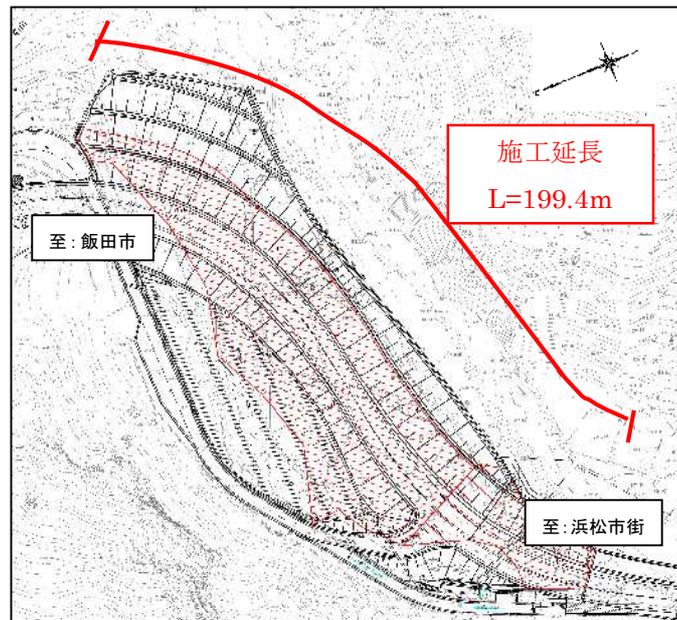
工事の名称	工事の概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
令和7年度(債務)高規格幹線道路ICアクセス道路整備国庫補助事業(国)152号(池島-大原)道路改良工事(第1工区4号補強土壁工)	・施工延長 L=199.4m ・補強土壁工 A=996m <sup>2</sup> ・路体盛土 (ICT) V=30,100m <sup>3</sup>	557,700,000円	制限付 一般競争 入札 (総合評 価方式)	浜松市中央区布橋二丁目6番1号 須山建設株式会社 取締役社長 須山 雄造

○工事概要図(国)152号(池島-大原)道路改良工事(第1工区4号補強土壁工)

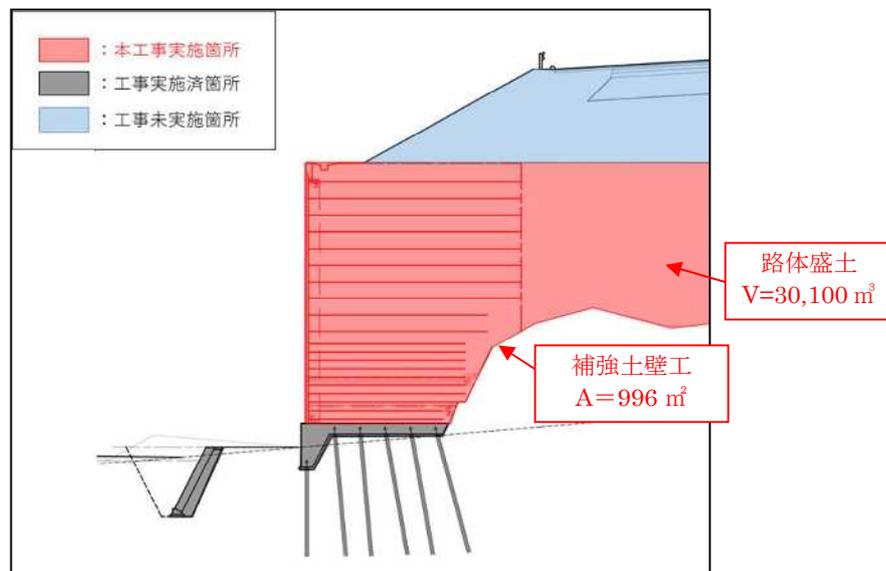
[位置図]



[計画平面図]



[標準断面図]



工事請負契約の一部変更について(令和 6 年度(債務)斎場施設整備事業(市)  
雄踏西ヶ崎パーク線道路改良工事)

(提案理由)

令和 6 年度(債務)斎場施設整備事業(市)雄踏西ヶ崎パーク線道路改良工事については、令和 7 年 2 月の市議会定例会において議決(第 15 号議案)され、令和 9 年 2 月 26 日までの工期で工事を進めています。

契約について新設ガードレールの構造変更及び大型土のう設置の追加等により、契約金額に増額変更の必要が生じたため、変更契約を締結するものです。

(工事の概要)

工事箇所	浜松市中央区雄踏町宇布見地内	
工事内容	施工延長	L = 6 2 4 m
	歩道舗装工	A = 1, 0 6 0 m <sup>2</sup>
	車道舗装工	A = 3, 6 0 0 m <sup>2</sup>
	U型カルバート工	L = 5 3 6 m
	防護柵設置工	L = 5 3 4 m
	中層混合処理工	V = 5, 9 9 6 m <sup>3</sup>
	仮設工	一式(大型土のう含む)

(変更契約額)

	契約金額
変更前	596, 200, 000 円
変更後	676, 143, 600 円
変更額	79, 943, 600 円

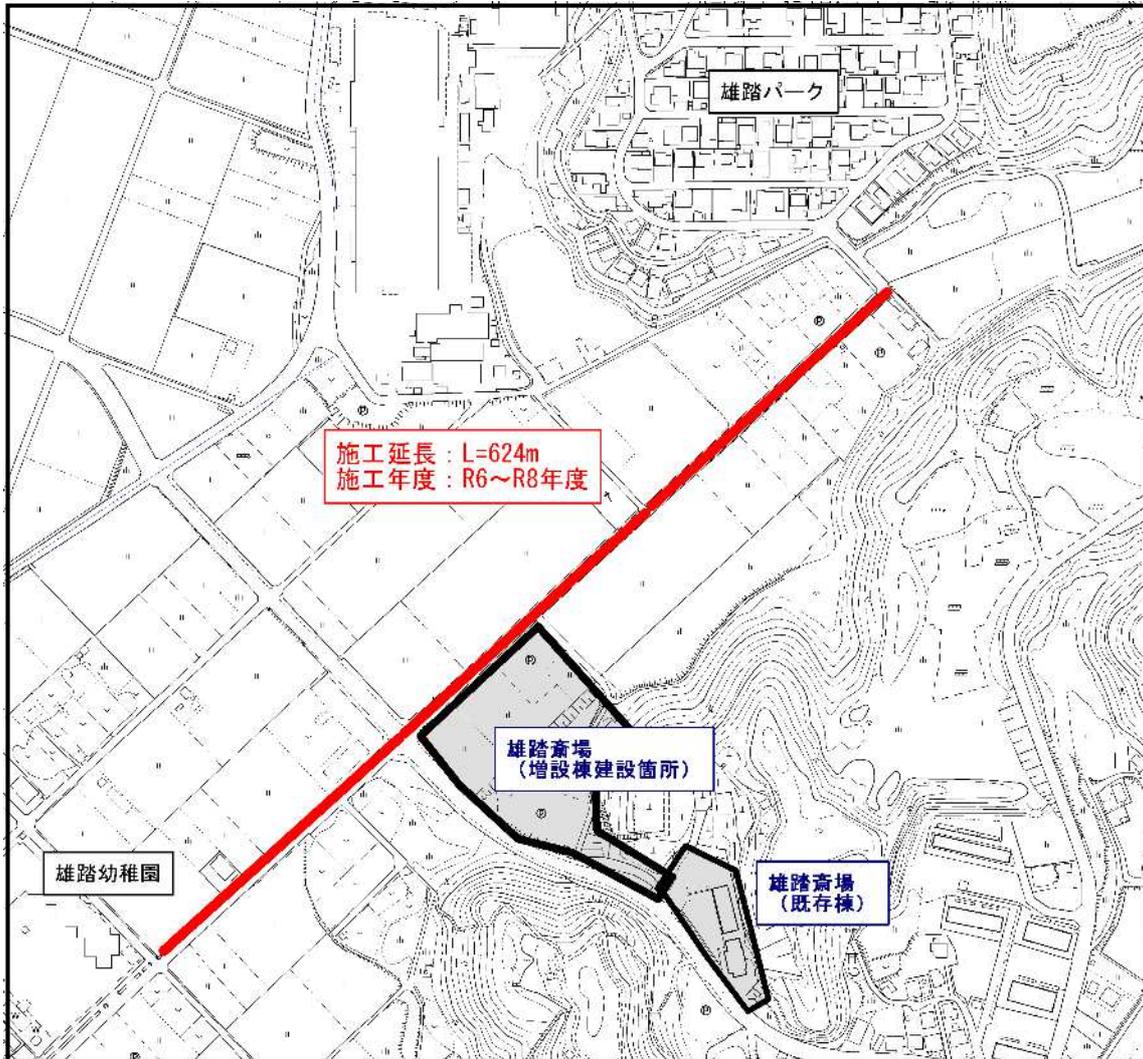
(変更理由)

本工事は、雄踏斎場増設棟に接する市道雄踏西ヶ崎パーク線を整備するものです。

当初は地下埋設物の管理図面に基づき、ガードレール基礎の設置予定位置を決めましたが、工事着手後に試掘を行ったところ、既設水道管が設置予定位置にあり、ガードレールの基礎の形状を変更する必要が生じたため、増額変更するものです。

また、掘削時に既設水道管に影響を与えないよう、掘削箇所大型土のうを仮設置する必要が生じたため、増額変更するものです。

(位置図)



工事請負契約の一部変更について（令和 6 年度（債務）国県道整備国交付金事業（社資交）（国）152 号（浜北天竜 BP）道路改良工事）

(提案理由)

(国) 152 号(浜北天竜 BP)道路改良工事の工事請負契約については、令和 7 年 2 月の市議会定例会において議決（第 18 号議案）され、令和 9 年 3 月 10 日までの工期で工事を進めています。

当初、現場内に仮置きし、次工事にて公共残土処分場へ処分する予定としていた発生土について、他自治体との調整の結果、追加で受け入れ可能であると確認がとれたことから、追加搬出しく、工事請負金額の変更契約を締結するものです。

(工事概要)

工事箇所 浜松市天竜区二俣町阿蔵 地内

工事内容	施工延長	L = 330 m
	掘削（ICT）（土砂）	V = 68,700 m <sup>3</sup>
	掘削（軟岩）	V = 69,260 m <sup>3</sup>
	現場吹付法砕工（枠内：モルタル）	A = 4,067 m <sup>2</sup>
	現場吹付法砕工（枠内：植生基材）	A = 1,486 m <sup>2</sup>
	残土処理工（土砂）	V = 30,000 m <sup>3</sup>
	残土処理工（軟岩）	V = 70,870 m <sup>3</sup>

(変更内容)

工事変更請負契約

	契約金額
変更前	1,127,500,000円
変更後	1,327,499,800円
変更額	199,999,800円

(変更理由)

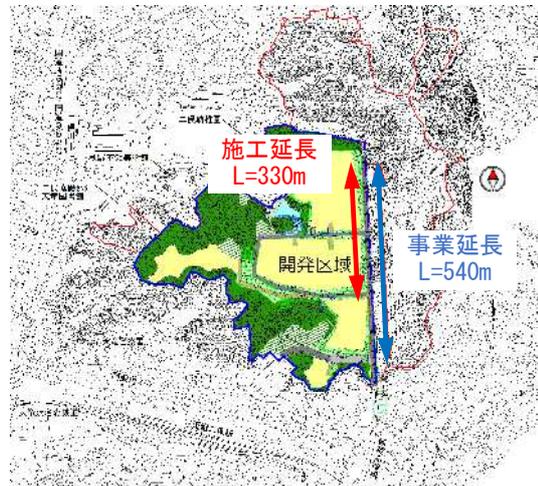
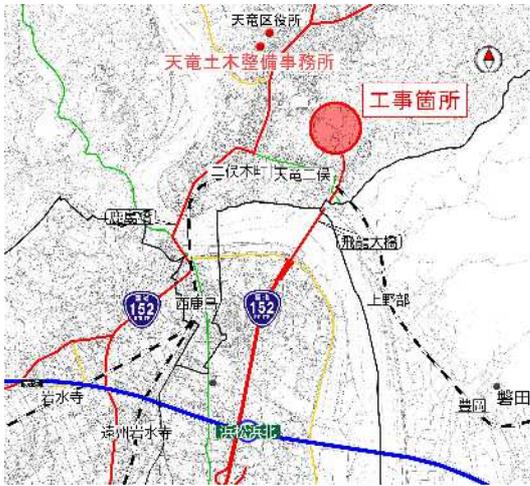
当初、今回の掘削による建設発生土約 10 万 m<sup>3</sup>のうち、約 7.1 万 m<sup>3</sup>は他自治体事業への工事間流用を行い、残る約 2.9 万 m<sup>3</sup>については、現場内に仮置きし、次工事にて公共残土処分場へ処分する予定でしたが、静岡県との調整の結果、静岡県が実施する防潮堤事業（磐田市）にて令和 8 年 6 月末までの搬出であれば受け入れ可能であると確認がとれました。このため、発生土の搬出を前倒し、静岡県の現場へ追加搬出するため、工事請負額の増額変更を行うものです。

なお、このことにより、事業全体の残土処分費の縮減を図るものです。

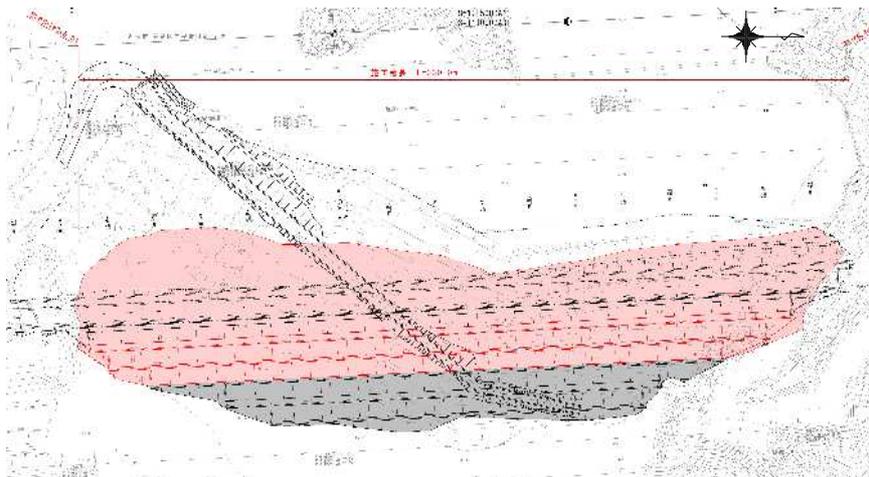
○工事概要図(国)152号(浜北天竜 BP)道路改良工事

[位置図]

[周辺拡大図]

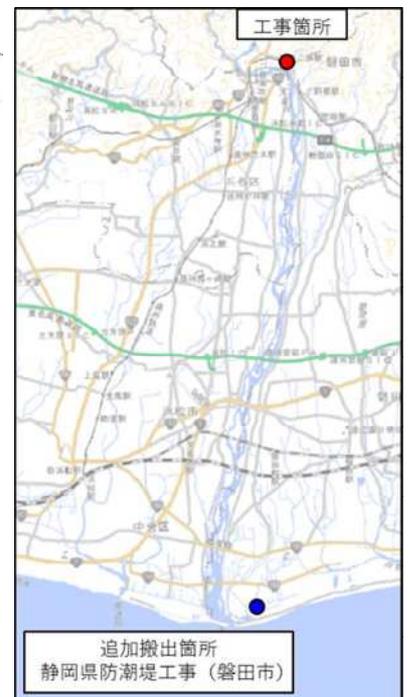
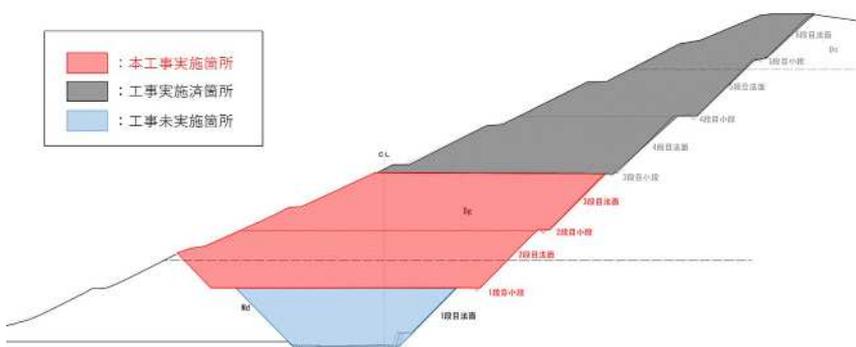


[計画平面図]



[標準横断面図]

[残土処理先]



※過年度工事において、3段目小段までの施工が完了。

本工事は、2・3段目法面、1・2段目小段の施工を実施。

工事請負契約の一部変更について（令和 7 年度土木施設災害復旧事業  
（国）362 号（瀬居）道路災害復旧工事（7 災第 2 号））

(提案理由)

令和 7 年 6 月 14 日～15 日の豪雨により道路法面が崩壊した（国）362 号（瀬居）の道路災害復旧工事は、災害復旧事業として令和 7 年 6 月 16 日に契約を締結し、令和 8 年 3 月 25 日までの工期で工事を進めています。

工事着手後に発生した事由により掘削土量が増加したこと及び作業時の安全対策が必要となったことから、契約金額及び工期限の変更契約を締結するものです。

(工事の概要)

工事場所	浜松市天竜区春野町杉地内	
工事内容	復旧延長	L = 71.5 m
	現場吹付法砕工	A = 303 m <sup>2</sup>
	モルタル吹付工	A = 2,520 m <sup>2</sup>
	鉄筋挿入工	N = 132 本
	落石防止網工	A = 990 m <sup>2</sup>

(変更内容)

工事変更請負契約

	契約金額	工期限
変更前	286,000,000 円	令和 8 年 3 月 25 日
変更後	364,906,300 円	令和 8 年 6 月 30 日
変更額	78,906,300 円	

(変更理由)

被災法面の復旧にあたり、高所の法面掘削を実施したところ、地山の風化が著しく、再崩壊を防ぐため、風化部（V = 940 m<sup>3</sup>）を除去することとしました。

また、工事着手後の降雨等の影響により復旧範囲外の斜面から落石が発生したため、作業時の安全を確保する必要が生じ、復旧範囲上部に仮設落石防止網（L = 79 m）を設置することとしました。

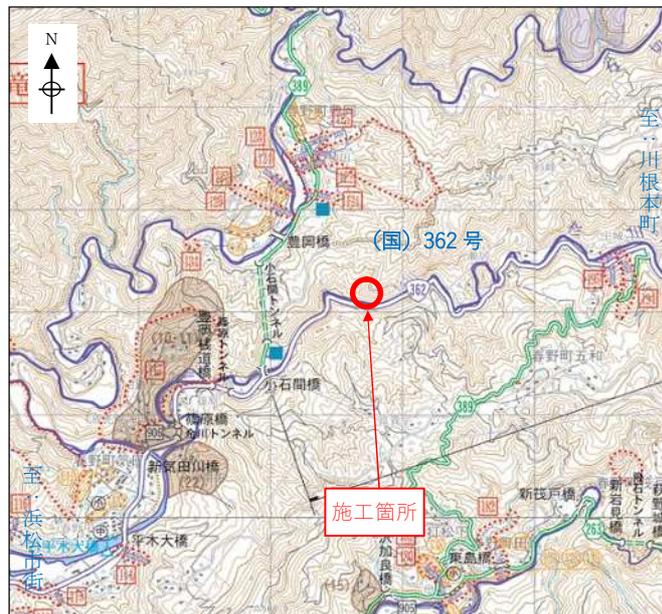
これらのことから、契約金額の増額変更を行うものです。

加えて、上記に係る現地調査や安全対策の検討に不測の日数約 3 か月を要し、工期限内での完成が見込めないため、工期限を延長するものです。

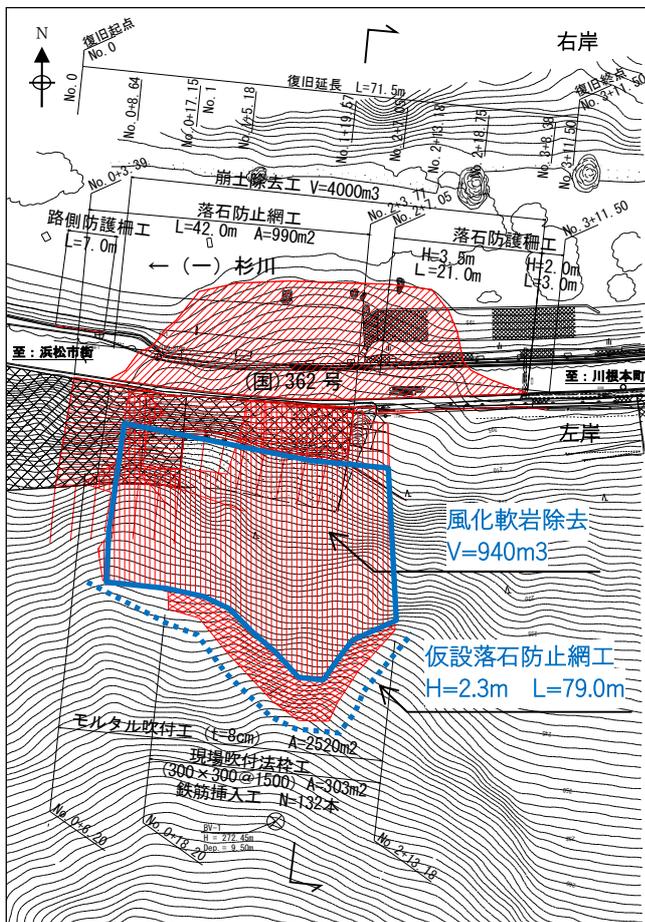
(位置図)



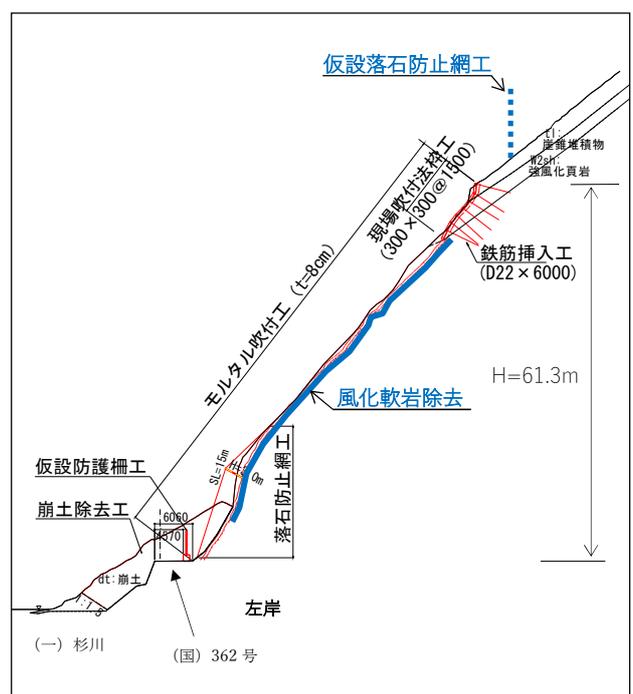
(位置図詳細)



(平面図)



(標準横断面図)



(第 30 号議案の説明資料)

市民生活課

物品購入契約締結について（消防ポンプ自動車（CD-I型）2台）

(提案理由)

浜松市消防団浜松第12分団及び浜松市消防団浜松第13分団に配備されている消防ポンプ自動車（CD-I型）を更新するため、消防ポンプ自動車（CD-I型）2台の物品購入契約を締結するものです。

品名	概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
消防ポンプ自動車 （CD-I型） 2台	・シャシ 3トン級 ダブルキャビン付 消防専用シャシ ・ポンプ性能A-2級	62,700,000円	特定調達契約 一般競争 入札	浜松市中央区和田 町701番地 株式会社日本防火 研究所 代表取締役 市川 智也

(第31号議案の説明資料)

消防総務課

物品購入契約締結について (小型動力ポンプ付積載車 2 台)

(提案理由)

浜松市消防団天竜支団水窪第 1 分団に配備されている小型動力ポンプ付積載車 2 台を更新するため、小型動力ポンプ付積載車 2 台の物品購入契約を締結するものです。

品 名	概 要	契 約 金 額	契 約 方 法	契 約 者 住 所 氏 名
小型動力 ポンプ付 積載車2台	・ シャシ 1.45トン級 ダブルキャビンシャ シ ・ ポンプ性能B-3級	41,360,000円	特 定 調 達 契 約 一 般 競 争 入 札	浜松市中央区植松町 1460番地の28 旭産業株式会社 浜松営業所 所長 木下 滋仁

(第32号議案の説明資料)

警防課

物品購入契約締結について(災害対応特殊消防ポンプ自動車(CD-I型CAFS)  
3台)

(提案理由)

中消防署相生出張所、東消防署上石田出張所及び西消防署庄内出張所に配備されている消防ポンプ自動車(CD-I型CAFS)を更新するため、災害対応特殊消防ポンプ自動車(CD-I型CAFS)3台の物品購入契約を締結するものです。

品名	概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
災害対応 特殊消防 ポンプ 自動車 (CD-I型 CAFS) 3台	<ul style="list-style-type: none"><li>・シャシ 3トン級 ダブルキャビン付 消防専用シャシ</li><li>・水槽 600リットル以上</li><li>・特殊ぎ装 圧縮空気泡消火装置 (CAFS)</li></ul>	188,100,000円	特定調達 契約 一般競争 入札	浜松市中央区馬郡町 1893番地の1 静岡森田ポンプ株式会社 代表取締役 中村 朋行

市有財産の無償譲渡について (旧基幹集落センター)

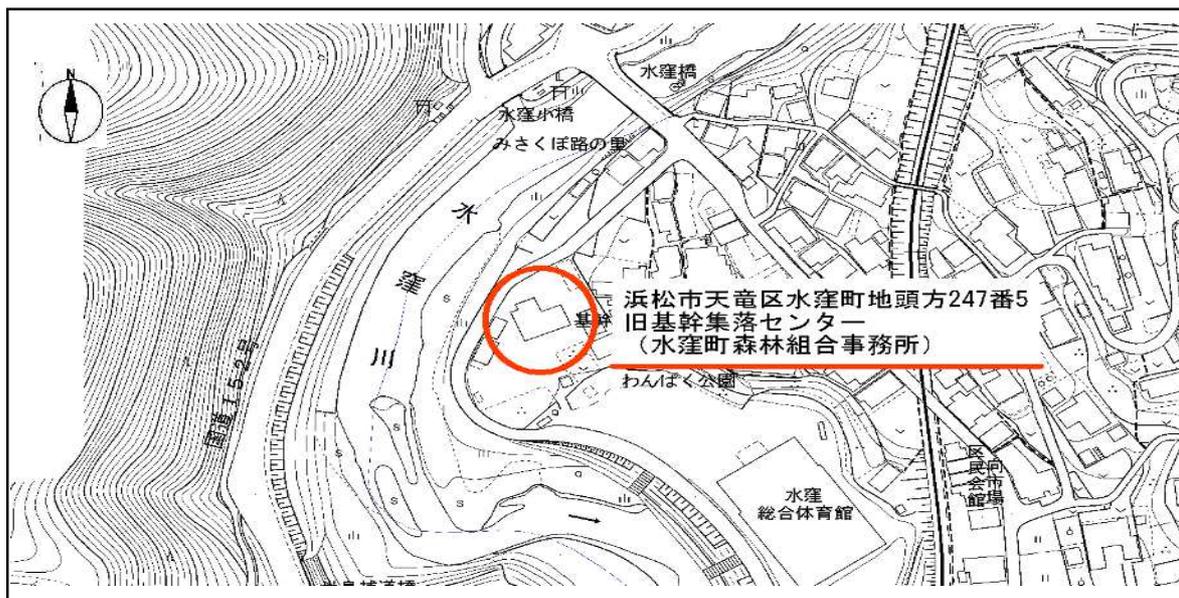
(提案理由)

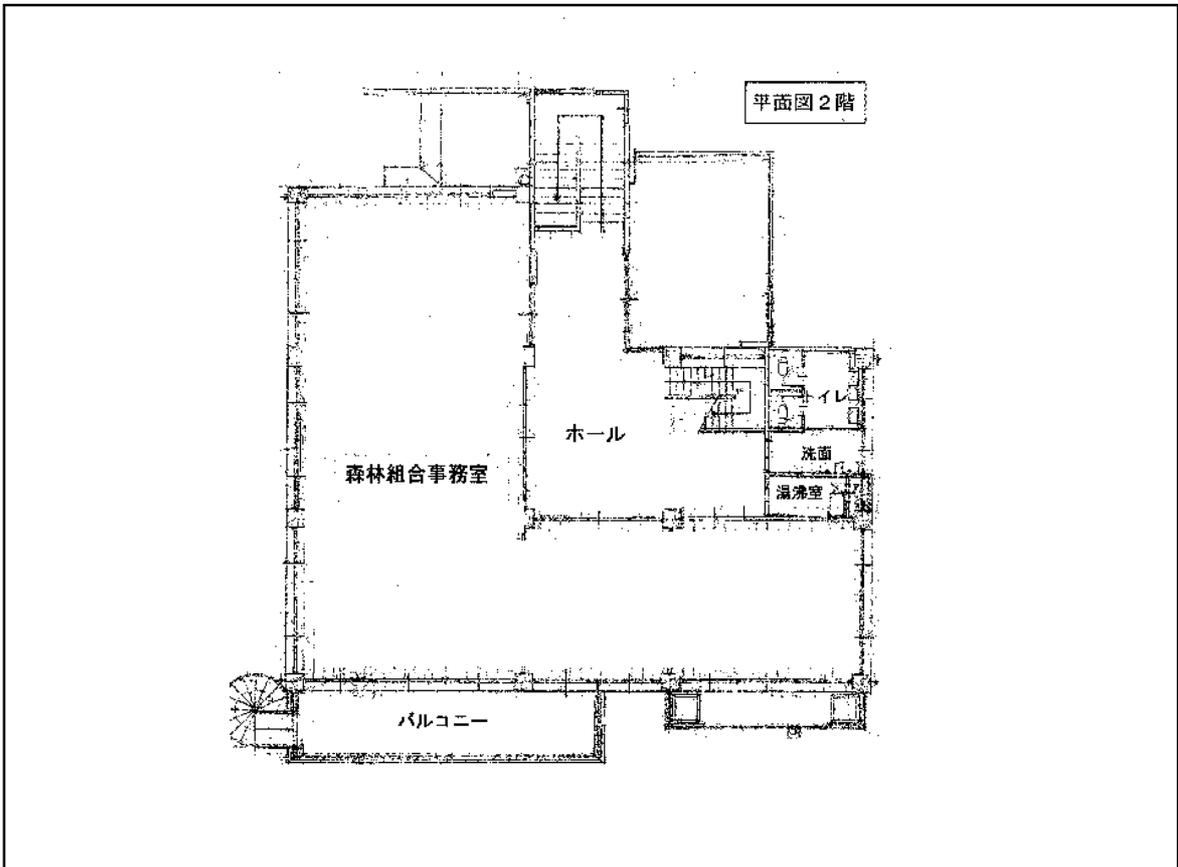
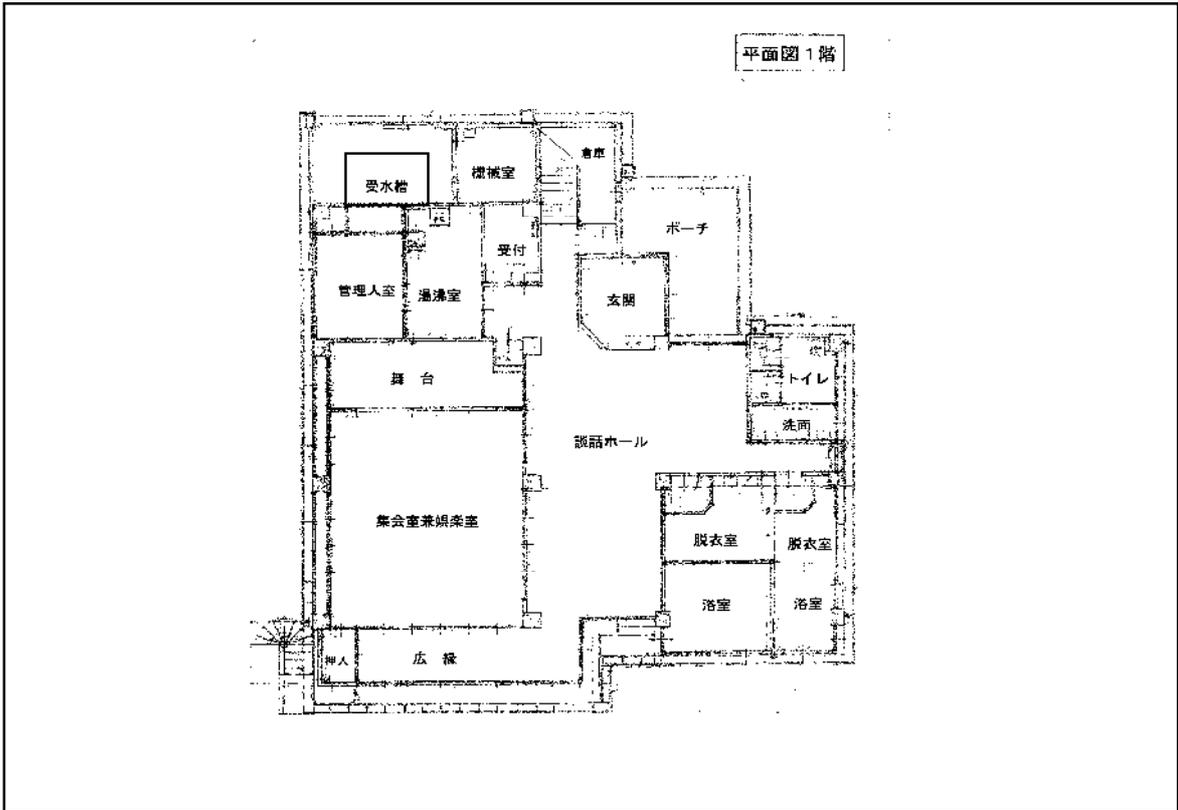
当該物件は、旧水窪町時代の昭和58年から42年間に亘り水窪町森林組合へ組合事務所として無償貸付をしていた建物であり、水窪町森林組合においても恒久的な事務所の保有を望んでいます。市としても契約満了後に当該物件を有効活用する計画がなく、関係機関との協議において無償譲渡で調整がついたことから、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものです。

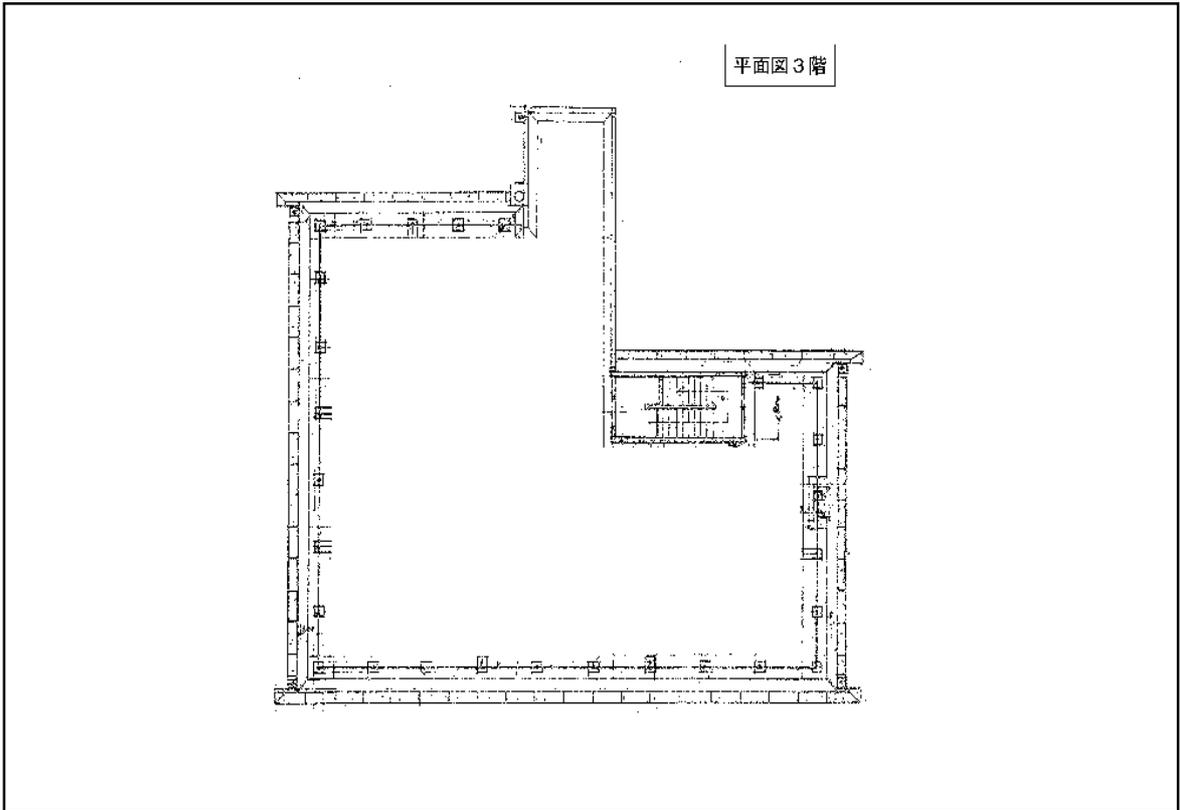
所在地	財産の概要	無償譲渡の相手側
浜松市天竜区 水窪町地頭方247番5	建物 旧基幹集落センター 鉄筋コンクリート造陸屋根3階建 延面積 446.81㎡ 1階 239.76㎡ 2階 199.87㎡ 3階 7.18㎡	浜松市天竜区 水窪町地頭方248番地の1 水窪町森林組合 代表理事組合長 鈴木 勝夫

(譲渡の時期) 令和8年4月1日

(位置図)







指定管理者の指定の概要

議案 番号	施設名称	新規 更新	募集 区分	募集 区分	利用 料金 制	指定の 期間	指定管理者	
								前回の状況 (公募単位別)
34	浜松アリーナ	更新	非公募	×	○	1年	公益財団法人浜松市スポーツ協会グループ	公益財団法人浜松市スポーツ協会グループ
35	浜松市浜北障害者生活介護施設光の園	更新	非公募	×	○	1年	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会
36	浜松まつり会館	更新	公募	○	○	3年	遠鉄アシスト株式会社	遠鉄アシスト株式会社
37	遠州灘海浜公園 (江之島地区)	更新	公募	○	○	16年	株式会社HAMAMATSU SANDCREST	一般社団法人浜松公園緑地協会
38	館山寺総合公園	更新	非公募	×	○	5年	公益財団法人浜松市花みどり振興財団	公益財団法人浜松市花みどり振興財団

指定管理者の指定について（浜松アリーナ）

(提案理由)

浜松アリーナの指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 24 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地：浜松市中央区和田町 808 番地の 1

名 称：浜松アリーナ

2 指定管理者

所在地：浜松市中央区和田町 808 番地の 1

名 称：公益財団法人浜松市スポーツ協会グループ

（代表者）浜松市中央区和田町 808 番地の 1

公益財団法人浜松市スポーツ協会 会長 大坪 豊生

（構成員）浜松市中央区和田町 708 番地の 1

東海ビル管理株式会社 代表取締役 高橋 一博

（構成員）浜松市中央区中島一丁目 35 番 16 号

株式会社ステージ・ループ 代表取締役 今田 晴義

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

(1) 指定管理者がグループを編成した目的

それぞれの持つノウハウ・技術・人材を最大限活用することで、効率的で適正な施設運営を実現する。

(2) 概要

代表者	<p><u>公益財団法人浜松市スポーツ協会</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 設 立：昭和55年3月26日</li><li>・ 基本財産：331,751,412円</li><li>・ 設立目的：浜松市における健康・体力づくりを推進し、アマチュア精神を培い、スポーツの普及・向上を図り、もって健康で明るい市民の育成に寄与する。</li><li>・ 事業内容：①体育・スポーツ団体の育成強化及び連絡調整に関すること ②体育・スポーツ指導者の資質の向上に関すること ③競技力の向上に関すること ほか</li></ul>
構成員	<p><u>東海ビル管理株式会社</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 設 立：昭和53年9月1日</li><li>・ 資 本 金：金1,000万円</li><li>・ 事業内容：①ビルディング、その他建造物の清掃管理業務 ②ビルディング、その他建造物の設備（空調設備、給排水設備、電気設備、冷暖房設備、消防設備、衛生設備）の施行、保全、保守、管理業務 ③エレベーター、守衛、夜警、電話交換、受付、駐車場、ベッドメイク、管理業務 ほか</li></ul>
構成員	<p><u>株式会社ステージ・ループ</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 設 立：昭和57年2月20日</li><li>・ 資 本 金：金1,500万円</li><li>・ 事業内容：①舞台、テレビ、ホール、催事場、映画等の照明、音響、舞台美術、映像に関する設計、設備、施工、制作、運営、管理及び操作 ②上記の照明、音響、舞台美術、映像の器材の販売、貸出、修理 ③CD、DVD、ビデオテープ、ビデオディスクなどへの録音録画、録音録画物の企画・制作・製造および販売 ほか</li></ul>

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	非公募
(2) 応募団体	公益財団法人浜松市スポーツ協会グループ（候補者）
(3) 選定会議	<p>市民部指定管理者選定会議（文化振興担当部会）</p> <p>(1)選定会議の構成</p> <p>委員長：嶋野 聡 浜松市市民部文化振興担当部長  副委員長：杉田 実良 浜松市市民部スポーツ振興担当部長  委員：宮木 広由 浜松市創造都市・文化振興課長  委員：栗田 豪 浜松市市民部スポーツ振興課長  委員：枝村 賢美 浜松市中央図書館長  委員：田中 啓 (第三者委員＝静岡文化芸術大学教授)  委員：下位 桂子 (第三者委員＝元浜松市社会教育委員会委員長)  委員：鈴木真佐雄 (第三者委員＝浜松市スポーツ推進委員連絡協議会副会長)  委員：竹本 健一 (第三者委員＝税理士)</p> <p>(2)審査日時 令和8年1月23日（金）</p> <p>(3)選定経過</p> <p>浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例第6条に基づき、公募によらず当該団体を候補者として選定した。</p>
(4) 選定理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の設置目的を十分に理解した運営方針が明確に示されており、豊富な管理運営実績を活かした適切な職員配置と効果的な事業提案がなされていた。</li> <li>・サービス向上のための具体的な提案や、インクルーシブスポーツの振興に向けた過去の実績と今後の明確な活動計画が示されていた。</li> <li>・プロスポーツの公式戦開催、多様な自主事業展開、軽スポーツ用具の貸出しなど、スポーツ振興と健康増進に大きく寄与することが期待される事業提案がなされていた。</li> </ul> <p>以上の点を評価し、公益財団法人浜松市スポーツ協会グループを選定した。</p>

### 3 提案概要と評価内容

公益財団法人浜松市スポーツ協会グループ	
提案概要	<p>①スポーツ大会受入れ等、市民の生涯スポーツの振興に寄与するとともに、プロスポーツの公式戦を開催し、市民に感動を与える。</p> <p>②スポーツ振興の最大拠点として「ワンストップで全て相談」できる窓口としてあらゆることに対応していく。</p> <p>③これまでにスポーツ協会として取り組んできた実績に加え、市内でインクルーシブスポーツの活動を行っている団体と連携してインクルーシブスポーツの振興を図る。</p>
提案金額	(令和8年度) 166,352,000円
評価内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の設置目的を理解した運営方針が示され、また豊富な管理運営実績もあり、それらを活かした職員の配置されていた。</li> <li>・サービス向上に資する具体的な提案内容が示されていた。</li> <li>・インクルーシブスポーツの振興に向け、過去の実績に加え、今後の具体的な活動内容を明確に示されており、プロスポーツの公式戦の開催や、多岐にわたる自主事業の展開、軽スポーツ用具の貸出し等、スポーツの振興や健康増進に寄与することが期待される。</li> </ul>

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目	配点	得点
応募者（評価対象者）		公益財団法人浜松市 スポーツ協会グループ
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点 3.3 以上）		
(1) 施設の性格や目的の理解	3	2.4
(2) 提案が市の施策に沿ったものであること	3	2.4
小 計	6	4.8
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点 28.6 以上）		
(1) 事業の具体的取り組み方	9	7.2
(2) 施設の運営体制・職員の配置	5	3.8
(3) 適正な管理・モニタリング	5	3.5
(4) 安全管理・緊急時への対応	6	4.3
(5) 市民サービスの向上	10	7.8
(6) 障がいの有無や年齢、性別等を問わない インクルーシブスポーツの振興	5	3.9
(7) 環境・地域等への配慮	5	3.4
(8) 平等利用	2	1.3
(9) 自主事業	5	3.8
小 計	52	39.0
3 指定管理者に関する項目（合格点 9.9 以上）		
(1) 団体の物的・財政的能力	6	4.5
(2) 施設の運営実績	6	5.0
(3) 団体の地域貢献	6	4.8
小 計	18	14.3
4 指定管理者の活動に関する項目		
(1) 浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと	3	3.0
(2) 各種認定等の有無	1	1.0
小 計	4	4.0
5 指定管理料の関する項目（1）（合格点 5.5 以上）		
収入計画の妥当性	10	7.5
6 指定管理料に関する項目（2）		
$\frac{\text{上限額}-\text{提案額}}{\text{上限額}-\text{下限額}} \times \text{配点}$	10	0
現指定管理期間の実績に基づく加減点		—
合 計	100	69.6

指定管理者の指定について（浜松市浜北障害者生活介護施設光の園）

(提案理由)

浜松市浜北障害者生活介護施設光の園の指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地：浜松市浜名区小松 3 2 3 6 番地の 1

名 称：浜松市浜北障害者生活介護施設光の園

2 指定管理者

所在地：浜松市中央区成子町 1 4 0 番地の 8

名 称：社会福祉法人浜松市社会福祉協議会 会長 川嶋 朗夫

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

社会福祉法人浜松市社会福祉協議会

- ・設 立：昭和 42 年 3 月 15 日
- ・資産の総額：12 億 1,370 万 7,761 円
- ・設 立 目 的：浜松市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。
- ・事 業 内 容：①社会福祉を目的とする事業の企画及び実施  
②社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助  
③社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 ほか

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	非公募
(2) 応募団体	1 件 ・社会福祉法人浜松市社会福祉協議会（候補者）
(3) 選定会議	<p>健康福祉部指定管理者選定会議</p> <p>(1) 選定会議の構成</p> <p>委員長：小松 靖弘 浜松市健康福祉部長（規定により除斥）          副委員長：亀田 岳史 浜松市健康福祉部次長          委員：大澤 利道 浜松市中央福祉事業所長          委員：小田切 峰二 浜松市浜名福祉事業所長          委員：芦澤 信之 浜松市天竜福祉事業所長          委員：竹村 吉弘 浜松市福祉総務課長          委員：柴田 多美子 浜松市障害保健福祉課長          委員：谷 哲夫 （第三者委員＝聖隷クリストファー大学教授）          委員：伊熊 莞二 （第三者委員＝老人クラブ連合会副会長）          委員：里 あゆ子 （第三者委員＝浜松地区肢体不自由児親の会理事長）          委員：芳野 大 （第三者委員＝東海税理士会東支部）</p> <p>(2) 審査日 令和7年11月27日（木）</p>
(4) 選定理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康福祉部指定管理者選定会議において審査したところ、指定管理者候補者は施設の性格や設置目的を十分に理解したうえで具体的な事業内容を提案しており、評価できるものであった。総合評価得点も指定管理者候補にふさわしいものであった。</li> <li>・特に、利用者の希望に沿ったサービス内容や、身体の状態に応じた食事形態の工夫（食前の誤嚥対応を含む）等を行うなど、個別最適な支援体制について提案がなされている点を評価した。</li> <li>・候補者は当該施設の設立当初から管理運営に携わってきた実績があり、今後も、適切な管理運営が期待できることから、社会福祉法人浜松市社会福祉協議会を指定管理者として選定した。</li> </ul>

### 3 提案概要と評価内容

社会福祉法人浜松市社会福祉協議会	
提案概要	<p>①家庭的雰囲気の中で、利用者が住み慣れた地域で生活していくための支援をしていくことを指針とし、利用者の意向や障がいの特性等を踏まえた支援計画を作成し、自立した日常・社会生活を営むことができるよう支援を行う。</p> <p>②社会福祉協議会の活動の場である地域との結び付きを重視し、関係機関と密接な連携を図る。</p>
提案金額	<p>0円</p> <p>※施設の管理に関する費用はすべて利用料金で賄うこととするため、指定管理料の提案はない。</p>
評価内容	<p>①施設の性格や設置目的を十分に理解している。</p> <p>②利用者側に立ったサービス内容や、利用者への必要に応じた誤嚥対応など安全管理体制、充実したサービスを提供するための職員体制についてなどの提案がされており、評価できる。</p> <p>③地域との結び付きを重視し、地域住民や関係機関との連携を深める提案がなされている。また、施設設立当初から運営に携わってきた実績があるため、近隣住民や施設との連携もとれており地域に根差した施設運営が期待できる。</p>

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目		配点	得点
応募者（評価対象者）			社会福祉法人 浜松市社会福 祉協議会
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点 5.5 点以上）			
(1)	施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営（指定管理業務）に対する理念や運営方針を持っているか。	5	3.9
(2)	施設の効用を十分に発揮でき、施設の設置目的に沿った成果を得られるものであるか	5	3.9
小 計		10	7.8
2 事業提案に関する項目（合格点 30.3 点以上）			
(1)	施設の利用者へのサービスの質を維持するための実施可能な提案であるか。	7	5.3
(2)	利用者一人ひとりの希望に沿った支援が行われるよう、利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。	7	5.4
(3)	施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。施設の管理運営にあたる人員の配置は適切か。	7	5.3
(4)	職員の労働環境や利用者の個人情報保護など適正な管理・継続監視の実施について提案されているか。	7	4.9
(5)	安全管理・緊急時への対応は、十分に整備されているか。	7	5.5
(6)	職員の資質・能力向上を図り、利用者の支援に適切に対応する仕組みが構築されているか。	7	5.3
(7)	利用者への情報提供や施設の設置目的に沿った情報発信がされるよう工夫されているか。	7	4.9
(8)	省エネ、環境負担の軽減に配慮しているか。また廃棄物は、適正な処理がされているか。	7	4.9
小 計		56	41.5
3 指定管理者に関する項目（合格点 8.2 点以上）			
(1)	団体の財政的能力は健全なものか。	5	4.0
(2)	団体が同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。	5	4.1
(3)	地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。	5	4.3
小 計		15	12.4
4 指定管理者の活動拠点に関する項目			
(1)	浜松市内に主な事業活動の拠点を置いているか。	3	3.0
(2)	各種認定等の有無	1	0.0
小 計		4	3.0

5	指定管理料に関する項目（合格点 8.2 点以上）		
	指定管理に係る収支計画は妥当であり、実現可能な提案であるか。	15	11.6
	小 計	15	11.6
	現指定期間の実績に基づく加減点	+ 2.5%	1.9
	合 計	100	78.2

指定管理者の指定について（浜松まつり会館）

(提案理由)

浜松まつり会館の指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地：浜松市中央区中田島町 1 3 1 3 番地

名 称：浜松まつり会館

2 指定管理者

所在地：浜松市中央区丸塚町 5 4 1 番地の 2 0

名 称：遠鉄アシスト株式会社 代表取締役 米田 典弘

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

遠鉄アシスト株式会社

・設 立：平成 11 年 7 月 21 日

・資 本 金：4,000 万円

・設立目的：下記の事業を営むため

・事業内容：①建物・構築物及び付帯設備の管理・清掃並びに警備の請負

②マンションの管理請負業務

③ホテル客室整備の請負

④建物等の環境衛生管理の請負

⑤建物、清掃関連用品の販売及び賃貸業

⑥駐車場業並びに駐車場管理請負

⑦食品衛生に関する検査業務

⑧事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安業務 ほか

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	公募
(2) 応募団体	1件 遠鉄アシスト株式会社（候補者）
(3) 選定会議	<p>中央区指定管理者選定会議</p> <p>(1) 選定会議の構成</p> <p>委員長：岡安 章宏 浜松市中央区長</p> <p>副委員長：豊田 周一 浜松市中央区副区長</p> <p>委員：宮崎 幹啓 浜松市中央区まちづくり推進課長</p> <p>委員：鈴木 三男 浜松市中央区西行政センター所長</p> <p>委員：原川 知己 浜松市中央区南行政センター所長</p> <p>委員：山本 武 (第三者委員：企業経営者)</p> <p>委員：小山 正博 (第三者委員：城北地区自治会連合会会長)</p> <p>委員：平野 健次 (第三者委員：一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター)</p> <p>委員：武藤 文美 (第三者委員：静岡県ノルディック・ウォーク連盟)</p> <p>委員：坂田 妃佐恵 (第三者委員：税理士)</p> <p>(2) 審査日時</p> <p>令和7年11月25日(火) 9時30分～11時00分</p> <p>(3) 申請団体による提案説明会(プレゼンテーション)</p> <p>令和7年11月25日(火) 実施</p>
(4) 選定理由	<p>以下の観点から当団体の提案を評価し、候補者として選定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の目的のひとつである観光の発展について、提案者の強み(観光業界とのつながり等)を活かした提案となっている。また、地域性を活かした提案であることも評価した。</li> <li>・当団体が長く指定管理を行ってきた実績から、施設の位置づけを理解し、これまでの経験を踏まえた提案がされている。</li> </ul>

### 3 提案概要と評価内容

遠鉄アシスト株式会社	
提案概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浜松まつり参加町や有識者との連携を強化し正確な情報を提供することで、浜松まつりの発信拠点を構築する。</li> <li>・市内の教育機関を積極的に誘致し、地域文化である浜松まつりの伝統の継承を目指す。</li> <li>・「浜松市=浜松まつり」というイメージの浸透を図るため、浜松まつりを疑似体験できる施設を目指し、観光名所としての認知と観光拠点としてのブランド化を目指す。</li> <li>・浜松市中央区の観光・防災拠点としての役割を理解するとともに、市民の集うイベントの開催や市内イベントへの積極的な参加により、地域に根差す施設を目指す。</li> </ul>
提案金額	(令和8年度) 23,855,000円 (令和9年度) 23,855,000円 (令和10年度) 23,855,000円 合計 71,565,000円
評価内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の目的のひとつである観光の発展について、提案者の強み（観光業界とのつながり等）を活かした提案となっている。</li> <li>・事業の取組み方として、他のイベントとの連携や地域性を活かした提案であることを評価した。</li> <li>・当団体が長く指定管理を行ってきた実績から、施設の位置づけを理解し、これまでの経験を踏まえた提案がされている。</li> </ul>

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目	配点	得点
応募者（評価対象者）		遠鉄アシスト株式会社
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点5.5点以上）		
(1) 施設の性格や目的の理解	5	4.1
(2) 提案が市の施策に沿ったものであること	5	3.8
小 計	10	7.8
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点25.3点以上）		
(1) 事業の具体的取組み方（機能性）	6	4.4
(2) 施設の管理体制・運営職員の配置（責任性・実行性）	6	4.0
(3) 適正な管理・モニタリング（規律性）	6	4.2
(4) 安全管理・緊急時への対応（安全性）	6	4.9
(5) 市民サービスの向上（独創性）	12	6.6
(6) 環境・障がい者等への配慮（社会貢献）	6	4.8
(7) 平等利用（平等性）	4	2.7
小 計	46	33.4
3 指定管理者に関する項目（合格点11.0点以上）		
(1) 団体の物的・財政的能力（経営の健全性）	6	4.9
(2) 施設の運営実績（団体の能力）	7	5.7
(3) 団体の地域貢献（地域の活性化）	7	5.5
小 計	20	15.6
4 活動拠点に関する項目		
(1) 浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと	4	4.0
(2) 各種認定等の有無	1	0.6
小 計	5	4.6
5 指定管理料に関する項目（1）（合格点4.8点以上）		
収支計画の妥当性	9	6.0
小 計	9	5.8
6 指定管理料に関する項目（2）		
$\frac{\text{上限額} - \text{提案額}}{\text{上限額} - \text{下限額}} \times \text{配点}$	10	10.0
小 計	10	10.0
合 計	100	76.2

指定管理者の指定について（遠州灘海浜公園（江之島地区））

(提案理由)

遠州灘海浜公園（江之島地区）の指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地：浜松市中央区江之島町 1 1 9 7 番地

名 称：遠州灘海浜公園（江之島地区）

2 指定管理者

所在地：浜松市中央区和田町 7 0 8 番地の 1

名 称：株式会社 HAMAMATSU SANDCREST

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 25 年 1 月 31 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

株式会社 HAMAMATSU SANDCREST

・設 立：令和 8 年 1 月 26 日

・資 本 金：1, 500 万円

・設立目的：江之島ビーチコート整備・運営事業に関する業務を営むことを目的とする。

・事業内容：①統括管理業務

②維持管理業務

③運営業務 ほか

2 指定管理者の選定の経過・理由

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 7 条第 1 項の規定に準じて選定した株式会社 HAMAMATSU SANDCREST を指定管理者として指定するもの。

指定管理者の指定について（館山寺総合公園）

(提案理由)

館山寺総合公園の指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地：浜松市中央区館山寺町 1 9 5 番地

名 称：館山寺総合公園

2 指定管理者

所在地：浜松市中央区館山寺町 1 9 5 番地

名 称：公益財団法人浜松市花みどり振興財団 理事長 塚本 こなみ

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

公益財団法人浜松市花みどり振興財団

- ・設 立：昭和 44 年 10 月 27 日
- ・基本財産：5,500 万円
- ・設立目的：花き類の栽培や展示等の事業を通して、花みどりの普及と情操教育の場の提供に努めるとともに、園芸文化の創造とその情報を発信することにより、浜松市及び浜名湖周辺の地域振興を図る団体として市民・地域の生活に潤いと安らぎを与え、もって地域社会の活性化に資することを目的とする。
- ・事業内容：①花き類の栽培展示、栽培技術指導及び優良種苗の生産配布による園芸文化の普及と情操教育の推進に関すること。  
②地方公共団体が設置する公の施設の管理運営その他の業務の受託に関すること。  
③その他目的を達成するために必要な事業

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	非公募
(2) 応募団体	1 件 ・公益財団法人浜松市花みどり振興財団（候補者）
(3) 選定会議	<p>都市整備部指定管理者選定会議（花みどり担当）</p> <p>(1)選定会議の構成</p> <p>委員長：中村 浩一 浜松市都市整備部花みどり担当部長 副委員長：廣野 浩之 浜松市緑政課長 委員：植田 一 浜松市公園管理事務所長【欠席】 委員：松野 英男 浜松市公園課長 委員：齋藤 弘泰 浜松市動物園長 委員：鄭 玉姫 (第三者委員＝浜松学院大学准教授) 委員：大村 美智代 (第三者委員＝一般社団法人ここみ代表理事) 委員：加藤 一正 (第三者委員＝浜松市スポーツ推進委員連絡協議会副会長) 委員：中村 健 (第三者委員＝税理士)</p> <p>(2)審査日時 令和7年12月10日（水） 午後2時～午後4時15分</p> <p>(3)申請団体による提案説明会（プレゼンテーション） 令和7年12月10日（水）実施</p>
(4) 選定理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの指定管理の実績から、十分な知識と経験を有しており、提案は、舘山寺総合公園の位置づけや果たすべき役割についての理解度が高い。</li> <li>・フラワーパークの管理で培ったノウハウを活かし、動物園内の清掃、植栽管理の質を向上させる提案は、舘山寺総合公園全体の来場者満足度向上に繋がる。</li> <li>・浜名湖花博30周年記念事業に向けた課題や今後の取り組みに対する提案は、浜名湖花博10周年、20周年の経験を踏まえたもので、植栽展示や樹木の更新など具体性がある。</li> <li>・自主事業は、園芸講座や花みどりの普及教育など各種イベントに加え、園芸福祉や地域貢献に繋がる多様な提案がなされている。</li> <li>・本市が浜名湖観光エリアの価値向上と舘山寺温泉の活性化に取り組んでいる中で、舘山寺総合公園を重要な観光拠点に位置づけ、関係団体と連携して観光客誘致を促進する各種施策が提案されている。</li> </ul> <p>以上の点から、舘山寺総合公園の管理者として十分な知識と経験を</p>

	持ち、かつ、花と緑に関する市の政策を担い得る法人と評価した。また、提案は審査基準を満たすものであったことから、指定管理者候補者として選定した。
--	---

### 3 提案概要と評価内容

公益財団法人浜松市花みどり振興財団													
提案概要	<p>①フラワーパークは、春の最盛期における花みどりの魅力を高めつつ、一年中楽しめるよう園内整備やイルミネーションなどのイベントを開催し、集客力向上を図る。また、快適性と清潔感を感じられる質の高い管理を行い、庭園美と公共性を両立した、進化を続ける植物園を目指す。</p> <p>②動物園は、新たに専任スタッフを配置し、樹木の点検や剪定など植栽管理の質を高め、安全で快適な環境を作ることで、いのちの大切さを学ぶ「日本一居心地の良い動物園」づくりに貢献する。</p> <p>③フラワーパークと動物園が併設する利点を活かし、共通マップの作成や共通券の販売促進に加え、両園を楽しむことができるイベントを開催し、舘山寺総合公園の一体的な利用を促進する。</p> <p>④浜名湖花博10周年、20周年の経験を踏まえ、魅力ある植栽展示のあり方を検討するとともに、繁忙期の運営体制などを協議し、浜名湖花博30周年記念事業に向けた取り組みを、浜名湖花フェスタを通じて行っていく。</p> <p>⑤財団職員のノウハウによる各種園芸講座の開催を通じ、体験学習を充実させるとともに、植物を育てることで心身の発達を促す「校外学びの教室」をはじめとした園芸福祉事業を行うなど、花みどりの普及と地域社会への貢献に繋がる取り組みを行う。</p>												
提案金額	<table> <tr> <td>(令和8年度)</td> <td>181,600,000円</td> <td>(令和11年度)</td> <td>181,600,000円</td> </tr> <tr> <td>(令和9年度)</td> <td>181,600,000円</td> <td>(令和12年度)</td> <td>181,600,000円</td> </tr> <tr> <td>(令和10年度)</td> <td>181,600,000円</td> <td>合計</td> <td>908,000,000円</td> </tr> </table>	(令和8年度)	181,600,000円	(令和11年度)	181,600,000円	(令和9年度)	181,600,000円	(令和12年度)	181,600,000円	(令和10年度)	181,600,000円	合計	908,000,000円
(令和8年度)	181,600,000円	(令和11年度)	181,600,000円										
(令和9年度)	181,600,000円	(令和12年度)	181,600,000円										
(令和10年度)	181,600,000円	合計	908,000,000円										
評価内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フラワーパークの管理で培った園内の美観を保つノウハウを活かし、動物園内の清掃、植栽管理の質を向上させる提案は、舘山寺総合公園全体の来場者満足度向上に繋がり、評価できる。</li> <li>・浜名湖花博30周年記念事業に向けた課題や今後の取り組みに対する提案は、浜名湖花博10周年、20周年を成功に導いた実績を踏まえたもので、園内の管理体制や植栽の更新などにおいて具体性があり、評価できる。</li> <li>・自主事業は、園芸講座や花みどりの普及教育など各種イベントに加え、「校外学びの教室」や地元企業との連携事業など園芸福祉や地域貢献に繋がる多様な提案がなされており、評価できる。</li> <li>・提案の実現に向け、堅実に事業を行うとともに、入園者数増に向け、利用者の実態を把握したうえで、積極的かつ具体的な施策の展開を期待する。</li> </ul>												

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目	配点	得点
応募者（評価対象者）		公益財団 法人浜松 市花みど り振興 財団
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点5.5点以上）		
(1) 施設の運営方針（施設の性格や目的の理解）	5	3.8
(2) 施設の有効活用（施設への効用が発揮されるものであること）	5	3.5
小 計	10	7.3
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点27.0点以上）		
(1) 事業の具体的取り組み方（機能性）	6	4.3
(2) 施設の管理体制・運営職員の配置（責任性・実行性）	6	4.2
(3) 適正な管理・経理（明瞭性・規律性）	6	4.2
(4) 安全管理・緊急時への対応（安全性）	6	4.4
(5) 市民サービスの向上・自主事業（独創性）	6	4.3
(6) 浜名湖花博30周年記念事業に向けた運営の考え方（市の施策への目的理解）	3	2.4
(7) 浜名湖花博30周年記念事業に向けた取り組み（市の施策への取り組み）	7	4.9
(8) 環境・地域等への配慮（社会貢献）	5	3.6
(9) 平等利用（平等性）	4	2.8
小 計	49	35.1
3 指定管理者に関する項目（合格点8.3点以上）		
(1) 団体の物的・財政的能力（経営の健全性）	2	1.4
(2) 施設の運営実績（団体の能力）	5	3.2
(3) 団体の地域貢献（地域の活性化）	8	5.8
小 計	15	10.4
4 指定管理者の活動に関する項目		
(1) 浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと	3	3.0
(2) 各種認定等の有無	1	1.0
小 計	4	4.0
5 指定管理料に関する項目（1）（合格点6.6点以上）		
(1) 収入計画の妥当性	6	4.2
(2) 支出計画の妥当性	6	4.0
小 計	12	8.2

6 指定管理料に関する項目 (2)		
$\left[ 1 - \frac{\text{提案額}}{\text{上限額}} \right] \times \text{配点}$	10	0.1
小 計	10	0.1
現指定期間の実績に基づく加減点		2.4
合 計	100	67.5

(第 39 号議案、第 40 号議案、第 41 号議案の説明資料)

道路保全課

市道路線認定、市道路線廃止、市道路線変更について

(提案理由)

道路法(昭和27年法律第180号)第8条(市町村道の意義及びその路線の認定)及び同法第10条(路線の廃止又は変更)の規定に基づき、市道の認定・廃止・変更を行うため提案するものです。

(提案内容)

市道路線の認定・廃止・変更 (延長単位：m)

	路線数	実延長
認定	29	3,201.87
廃止	△1	△100.99
変更	(2)	△238.47
計	28	2,862.41

△印はマイナス分、()内は路線数の増減に反映しない路線

令和7年度全市域市道道路状況 (延長単位：m)

	路線数	実延長
令和7年9月30日	23,768	7,579,934.31
認定・変更後	23,796	7,582,796.72

区別路線数及び実延長

(延長単位：m)

	令和7年9月30日		認定・変更後	
	路線数	実延長	路線数	実延長
中央区	14,029	3,929,209.91	14,034	3,929,394.50
浜名区	7,277	2,401,632.61	7,300	2,404,310.43
天竜区	2,478	1,249,091.79	2,478	1,249,091.79

(第 57 号議案の説明資料)

危機管理課

浜松市防災会議条例の一部改正について

(提案理由)

浜松市防災会議の委員任期の見直しに伴い、委員の任期を定めるため、浜松市防災会議条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

「指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから当該機関の長の同意を得て市長が任命する者」の委員のみ任期を3年としているものを、全ての委員の任期を3年とするものです。

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行するものです。

浜松市龍山入浴施設条例の一部改正について

(提案理由)

定期監査等の結果に関する報告（令和 6 年 2 月 1 6 日付け監報第 1 号）を踏まえ、施設の位置付けを見直すとともに、適切な使用料の負担水準、徴収コストを考慮した簡素な料金体系とするため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 趣旨に目的を追加

設置の趣旨について、「健康増進に資するため」としていたものを、第 3 次浜松市中山間地域振興計画の考え方に基づき「中山間地域の交流の促進」を加え、「健康の増進及び中山間地域の交流の促進」に改めるものです。

2 使用料の見直し

入浴施設の使用料について次のとおり改正するものです。

改正前			⇒	改正後	
利用区分		金額		利用区分	金額
市内	小人 1人1回	100 円	小人 1人1回	200 円	
	大人 1人1回	200 円			
市外	小人 1人1回	410 円	大人 1人1回	300 円	
	大人 1人1回	830 円			

(施行期日)

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行するものです。

(第 59 号議案の説明資料)

人事課

浜松市職員定数条例の一部改正について

(提案理由)

業務の見直し等に伴い、令和 8 年度における一般職の職員※ 1 定数を変更するため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

第 3 条の定数を 9, 1 8 6 人に改めるものです。

部 局	令和 8 年度	令和 7 年度	増減	増減内訳	
				定年引上 以外	定年引上
議 会 事 務 局	2 2	2 2	—	—	—
市 長 事 務 部 局	3, 3 8 7	3, 3 2 3	+ 6 4	+ 2 1	+ 4 3
上 下 水 道 部	2 5 4	2 4 9	+ 5	+ 3	+ 2
選 管 事 務 局	5	5	—	—	—
監 査 事 務 局	1 3	1 3	—	—	—
教 育 委 員 会	教職員②を除いた 一般職の職員…① 6 1 1	教職員②を除いた 一般職の職員…① 6 0 5	+ 6	△ 3	+ 9
	教職員※ 2…② 3, 9 6 2	教職員※ 2…② 4, 0 9 4	△ 1 3 2	△ 1 3 2	—
	①+② 4, 5 7 3	①+② 4, 6 9 9	△ 1 2 6	△ 1 3 5	+ 9
消 防	8 9 9	8 9 7	+ 2	—	+ 2
農 業 委 員 会 事 務 局	2 3	2 3	—	—	—
人 事 委 員 会 事 務 局	1 0	1 0	—	—	—
計 (教職員を除く)	9, 1 8 6 (5, 2 2 4)	9, 2 4 1 (5, 1 4 7)	△ 5 5 (+ 7 7)	△ 1 1 1 (+ 2 1)	+ 5 6 (+ 5 6)

※ 1 一般職の職員… 臨時又は非常勤の職員(臨時的に任用された職員のうち別に定めるものを除く。)を除く。

※ 2 教 職 員 … 小・中学校に勤務する職員(用務員・給食員等を除く。)

(施行期日)

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行するものです。

<増減内訳>

1 新たな行政需要・臨時的業務への対応による増 +51

- ① 教育・若者連携推進業務の強化【企画課】 +2
- ② 道の駅整備業務の強化【企画課 ほか】 +2
- ③ 省庁等への職員派遣【企画課 ほか】 +4
- ④ 政策調整業務の強化【企画課】 +1
- ⑤ 国際連携推進業務の強化【国際課】 +2
- ⑥ 庁内DX推進業務の強化【デジタル・スマートシティ推進課】 +1
- ⑦ 行政経営基幹システム・ネットワーク再構築業務の強化【情報システム課】 +2
- ⑧ 資金管理業務の強化【財政課】 +1（措置済み）
- ⑨ 施設統廃合・複合化推進業務の強化【アセットマネジメント推進課】 +1
- ⑩ アクトシティ浜松大規模改修業務の強化【公共建築課】 +2
- ⑪ 中山間地域振興業務の強化【中山間地域振興課】 +1
- ⑫ 在宅医療・介護連携事業の強化【福祉総務課】 +1
- ⑬ 事業所指定・監査業務の強化【障害者政策課】 +1
- ⑭ 5歳児健康診査業務の強化【健康増進課】 +2
- ⑮ 乳児等通園支援事業の強化【幼保支援課】 +1
- ⑯ 保育園職員配置基準の見直しへの対応【幼保運営課】 +2
- ⑰ 児童家庭支援業務の強化【児童家庭課】 +1（措置済み）
- ⑱ インターナショナルスクール整備業務の強化【労働政策課】 +1
- ⑲ 新産業用地整備業務の強化【企業立地推進課】 +2
- ⑳ 市有施設脱炭素化推進事業の強化【カーボンニュートラル推進課】 +1
- ㉑ 大河ドラマ関連業務の強化【観光・シティプロモーション課】 +1
- ㉒ 中央卸売市場再整備業務の強化【中央卸売市場】 +1
- ㉓ 総合交通計画改定業務の強化【交通政策課】 +2
- ㉔ 公園施設維持管理業務の強化【公園管理事務所】 +1
- ㉕ 三遠南信自動車道整備業務の強化【天竜土木整備事務所】 +1
- ㉖ 国土強靱化関連業務の強化【天竜土木整備事務所】 +2
- ㉗ 下水道老朽化対策業務の強化【下水道工事課】 +2
- ㉘ 水質基準引上げに伴う水質検査業務の強化【浄水課】 +1
- ㉙ 学校規模適正化業務の強化【教育総務課】 +1
- ㉚ 5歳児健康診査業務の強化【教育総務課】 +1
- ㉛ 部活動地域展開対策業務の強化【学校・地域連携課】 +3（+2措置済み）
- ㉜ 学校施設複合化、施設分類別計画作成業務の強化【教育施設課】 +1
- ㉝ 教員確保関連業務の強化【教職員課】 +1
- ㉞ 発達支援教育推進業務の強化【教育支援課】 +1
- ㉟ 基幹園運営業務の強化【幼稚園】 +1

## 2 事務事業の見直し・事務事業の終了による減 △ 2 7

- ① 省庁等への職員派遣終了【デジタル・スマートシティ推進課 ほか】 △ 3
- ② システム標準化対応マネジメント業務の終了【情報システム課】 △ 1
- ③ 空き定数の調整【人事課】 △ 1
- ④ 国勢調査業務の終了【文書行政課 ほか】 △ 8
- ⑤ 建設工事検査業務の見直し【技術監理課】 △ 1
- ⑥ と畜及び食鳥検査業務の見直し【保健環境研究所】 △ 1
- ⑦ 市街地再開発事業支援業務の終了【市街地整備課】 △ 1
- ⑧ 区画整理業務の見直し【市街地整備課】 △ 2
- ⑨ 空き定数の調整【教育総務課】 △ 1
- ⑩ 幼稚園クラス数減に伴う定数減【幼稚園】 △ 8

## 3 アウトソーシングの活用による減 △ 2

- ① 学校用務業務の委託化【小中学校】 △ 1
- ② 学校給食業務の委託化【小中学校】 △ 1

## 4 組織改正に伴う増減 + 5

- ① 教育・若者連携推進担当課長の設置【企画課】 + 1
- ② 源泉徴収・年末調整業務の移管【人事課】 + 3
- ③ 公共施設長寿命化に係る劣化調査業務の移管【アセットマネジメント推進課】 △ 1
- ④ アクトシティ浜松大規模改修業務の一部移管【公共建築課】 + 1
- ⑤ 基本計画、基本構想、PPP/PFI 事業等の移管【公共建築課】 + 3
- ⑥ アクトシティ浜松大規模改修業務の一部移管【創造都市・文化振興課】 △ 1
- ⑦ スポーツ施設等整備業務の移管【スポーツ振興課】 △ 1
- ⑧ 医療・介護連携担当課長の設置【福祉総務課】 + 1
- ⑨ 医療・介護連携業務の移管【福祉総務課】 + 2
- ⑩ 精神保健福祉担当課長の廃止【障害保健福祉課】 △ 1
- ⑪ 障害保健福祉課の分課に伴う課の廃止【障害保健福祉課】 △ 3 4
- ⑫ 障害保健福祉課の分課に伴う移管【障害者政策課】 + 1 7
- ⑬ 障害保健福祉課の分課に伴う移管【障害者支援課】 + 1 9
- ⑭ 医療・介護推進担当課長の廃止【高齢者福祉課】 △ 1
- ⑮ 医療・介護連携業務の移管【高齢者福祉課】 △ 2
- ⑯ 保険・介護予防一体化業務の移管【高齢者福祉課】 + 1
- ⑰ 保険・介護予防一体化業務の移管【国保年金課】 △ 1

- ⑱ 母子保健担当課長の設置【健康増進課】 + 1
- ⑲ 予防接種業務の移管【健康増進課】 △ 2
- ⑳ 狂犬病予防、動物愛護関係業務の移管【保健総務課】 △ 1
- ㉑ 感染症対策課の新設に伴う移管【感染症対策課】 + 1 1
- ㉒ 予防接種業務の移管【感染症対策】 + 2
- ㉓ 狂犬病予防、動物愛護関係業務の移管【生活衛生課】 + 1
- ㉔ 感染症対策担当課長の廃止【生活衛生課】 △ 1
- ㉕ 食品衛生担当課長の廃止【生活衛生課】 △ 1
- ㉖ 感染症対策業務の移管【生活衛生課】 △ 9
- ㉗ 海外ビジネス戦略担当課長の設置【産業振興課】 + 1
- ㉘ 商業振興担当課長の廃止【産業振興課】 △ 1
- ㉙ 中心市街地活性化業務の移管【産業振興課】 △ 5
- ㉚ まちなか政策課の新設に伴う移管【まちなか政策課】 + 7
- ㉛ 源泉徴収・年末調整業務の移管【会計課】 △ 3
- ㉜ 学校・地域連携担当課長の廃止【教育総務課】 △ 1 (措置済み)
- ㉝ 学校・地域連携業務の移管【教育総務課】 △ 1 1 (措置済み)
- ㉞ 学校施設管理保守業務の移管【教育総務課】 △ 1
- ㉟ 不登校支援推進業務の移管【教育総務課】 △ 1
- ㊱ 学校・地域連携課の新設に伴う移管【学校・地域連携課】 + 1 3 (措置済み)
- ㊲ 学校施設管理保守業務の移管【教育施設課】 + 1
- ㊳ 個別施設計画等作成支援業務の移管【教育施設課】 △ 1
- ㊴ 不登校支援推進業務の移管【指導課】 + 2
- ㊵ 部活動地域展開対策業務の移管【指導課】 △ 1 (措置済み)
- ㊶ 不登校支援推進業務の移管【教育支援課】 △ 1

#### 5 学級編制の見直し等に伴う減 △ 1 3 2

#### 6 定年引上げに伴う増 + 5 6

#### 7 区再編に伴う増減 △ 6

- ① コミュニティ担当職員の配置【区役所】 + 5
- ② 区再編に伴う減【福祉事業所・健康づくりセンター・区役所】 △ 1 1

浜松市長等の浜松市に対する損害賠償責任の一部を免責する条例等の一部改正について

(提案理由)

地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 6 5 号）の施行に伴い、引用条項の整理を行うため条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

次の条例の引用条項を改めるものです。

- 1 浜松市長等の浜松市に対する損害賠償責任の一部を免責する条例  
条例中の「第 2 4 3 条の 2 の 7 第 1 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 1 項」に改め、「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 3 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 9 第 3 項」に改め、「第 1 7 3 条の 4 第 1 項第 1 号」を「第 1 7 3 条の 5 第 1 項第 1 号」に改めるものです。
- 2 浜松市病院事業の設置等に関する条例  
第 7 条中の「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 9 第 8 項」に改めるものです。
- 3 浜松市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例  
第 6 条中の「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 9 第 8 項」に改めるものです。

(施行期日)

この条例は、令和 8 年 9 月 2 4 日から施行するものです。

## 浜松市職員の給与に関する条例の一部改正について

## (提案理由)

人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告（令和 7 年 10 月 2 日）を踏まえ、一般職の職員に支給する地域手当、給料の特例措置の率及び通勤手当の改定を行うほか、特に重要な業務を行う部長の勤務条件を定めるため、条例の一部を改正するものです。

## (改正内容)

## 1 人事委員会の勧告及び報告を踏まえた改正

## (1) 地域手当の改定

地域手当の支給割合について、次のとおり改定するものです。

	現行	改定案	改定率
浜松市に勤務する職員	3.32%	<u>4%</u>	0.68%
東京事務所に勤務する職員	18.32%	<u>19%</u>	0.68%

## (2) 給料の特例措置の率の改定

給料の特例措置の率について、次のとおり改定するものです。

	現行	改定案	改定率
給料の特例措置の率	1.82%	<u>1.14%</u>	△0.68%

## (3) 通勤手当の改定

交通用具を利用する職員及び公共交通機関を利用しかつ交通用具を利用する職員に対する通勤手当の上限額について、次のとおり改定するものです。

	現行	改定案	改定額
交通用具を利用する職員	38,700 円	<u>66,400 円</u>	27,700 円
公共交通機関と交通用具を併用して利用する職員	55,000 円	<u>66,400 円</u>	11,400 円

## 2 特に重要な業務を行う部長の勤務条件を定める改正

### (1) 給料表の改正

国の行政職俸給表（一）に準じて、行政職給料表に10級を導入するものです。

### (2) 等級別基準職務表の改正

特に重要な業務を行う部長の職務を行政職給料表10級の職務とするものです。

### (3) 扶養手当の改正

国に準じて、行政職給料表10級の職員（以下「10級職員」という。）の扶養手当の対象を子のみとするものです。

### (4) その他

#### ① 浜松市職員の旅費に関する条例の改正

10級職員の旅費について、行政職給料表9級の職員と同様の取扱いとするものです。

#### ② 浜松市職員退職手当支給条例の改正

国に準じて、10級職員に対する退職手当の調整額について、新たに第1号区分として70,400円を設定するものです。

### (施行期日)

この条例は、令和8年4月1日から施行するものです。

(第 62 号議案の説明資料)

保健総務課  
生活衛生課  
動物愛護教育センター  
保健環境研究所  
環境保全課  
農業振興課  
建築行政課  
住宅課

浜松市手数料条例の一部改正について

(提案理由)

法律の一部改正に伴い、又は県手数料条例の一部改正を踏まえ、手数料の規定又は額の改定を行うため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

- 1 マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正（令和 7 年法律第 4 7 号）に伴い、別表「土木・建築」の項第 6 6 号の内容について改正するものです。（建築行政課）

改正前	改正後
要除却認定マンションの建替えに係る容積率の特例許可の申請	要除却等認定マンションの建替え又は更新に係る容積率等の特例許可の申請

- 2 建築基準法の一部改正（令和 4 年法律第 6 9 号）に伴い、又は県手数料条例の一部改正を踏まえ、手数料の規定又は額の改定を行うものです。（保健総務課、生活衛生課、動物愛護教育センター、保健環境研究所、環境保全課、農業振興課、建築行政課、住宅課）

- (1) 別表「保健・衛生」項の第 1 号から第 2 1 号、第 2 5 号から第 2 8 号、第 3 1 号から第 3 3 号、第 3 5 号から第 5 4 号、第 5 9 号から第 6 2 号、第 6 4 号から第 6 6 号、第 6 8 号、第 6 9 号、第 7 1 号から第 9 5 号、第 9 7 号、第 9 9 号から第 1 0 5 号、第 1 1 0 号及び第 1 2 3 号から第 1 2 5 号の手数料について改正するものです。
- (2) 別表「経済」の項第 1 5 号及び第 1 6 号の手数料について改正するものです。
- (3) 別表「土木・建築」の項第 1 号、第 4 号、第 7 号、第 8 号及び第 1 1 3 号の手数料について、改正するものです。
- (4) その他、字句の整理を行うものです。

別表（第2条関係）		改正前	改正後	増減
保健・衛生	(1) 病院開設許可の申請	41,000	41,600	600
	(2) 診療所開設許可の申請	18,000	18,600	600
	(3) 助産所開設許可の申請	11,000	11,200	200
	(4) 病院の検査			
	ア 立入りによる検査の場合	43,000	44,500	1,500
	イ 立入りによらない検査の場合	22,000	22,300	300
	(5) 診療所の検査			
	ア 立入りによる検査の場合	22,000	22,300	300
	イ 立入りによらない検査の場合	11,000	11,200	200
	(6) 助産所の検査			
	ア 立入りによる検査の場合	16,000	16,400	400
	イ 立入りによらない検査の場合	8,000	8,200	200
	(7) 受胎調節実地指導員指定証の交付	4,000	3,800	△ 200
	(8) 受胎調節実地指導員標識の交付	3,100	3,000	△ 100
	(9) 受胎調節実地指導員指定証の訂正	2,400	2,200	△ 200
	(10) 受胎調節実地指導員指定証の再交付	2,800	2,500	△ 300
	(11) 受胎調節実地指導員標識の再交付	2,500	1,900	△ 600
	(12) 衛生検査所登録の申請	80,000	80,500	500
	(13) 衛生検査所登録証明書の書換え交付	8,200	8,300	100
	(14) 衛生検査所登録証明書の再交付	8,200	8,300	100
	(15) 衛生検査所登録変更の申請	61,000	61,300	300
	(16) 死体保存許可の申請	3,400	3,500	100
	(17) 薬局開設許可の申請	29,000	29,600	600
	(18) 薬局開設許可更新の申請	11,000	11,500	500
	(19) 薬局製造販売医薬品製造販売業許可の申請	7,500	7,600	100
	(20) 薬局製造販売医薬品製造販売業許可更新の申請	4,000	4,100	100
(21) 薬局製造販売医薬品製造業許可の申請	11,000	11,100	100	
(25) 医薬品販売業許可の申請（配置販売業を除く。）	29,000	29,600	600	
(26) 医薬品販売業許可更新の申請（配置販売業を除く。）	11,000	11,500	500	

(27) 高度管理医療機器等の販売業又は貸与業許可の申請	29,000	29,600	600
(28) 高度管理医療機器等の販売業又は貸与業許可更新の申請	11,000	11,500	500
(31) 毒物劇物販売業登録の申請	14,700	14,800	100
(32) 毒物劇物販売業登録更新の申請	6,400	6,500	100
(33) 毒物劇物販売業登録票の書換え交付	2,400	2,500	100
(35) 温泉採取許可の申請	35,000	36,000	1,000
(36) 温泉採取許可を受けた地位の承継の承認の申請	7,400	7,600	200
(37) 可燃性天然ガスの濃度の確認の申請	7,400	7,700	300
(38) 温泉採取施設等の変更許可の申請	24,000	24,600	600
(39) 温泉利用許可の申請	35,000	35,300	300
(40) 温泉利用許可を受けた地位の承継の承認の申請	7,400	7,600	200
(41) 旅館業許可の申請	22,000	23,000	1,000
(42) 旅館業の許可を受けた地位の承継の承認の申請	7,400	7,600	200
(43) 浴場業許可の申請	22,000	23,000	1,000
(44) 理容所又は美容所の検査	16,000	17,400	1,400
(45) クリーニング所の検査	16,000	16,600	600
(46) 興行場営業許可の申請			
ア 常設営業の場合	22,000	22,900	900
イ 仮設営業の場合	11,000	11,300	300
(47) 建築物清掃業登録の申請	35,000	35,500	500
(48) 建築物空気環境測定業登録の申請	35,000	35,500	500
(49) 建築物空気調和用ダクト清掃業登録の申請	35,000	35,500	500
(50) 建築物飲料水水質検査業登録の申請	35,000	35,500	500
(51) 建築物飲料水貯水槽清掃業登録の申請	35,000	35,500	500
(52) 建築物排水管清掃業登録の申請	35,000	35,500	500
(53) 建築物ねずみ昆虫等防除業登録の申請	35,000	35,500	500

(54) 建築物環境衛生総合管理業登録の申請	45,000	45,500	500
(59) 抑留・収容犬の飼養管理（1頭1日につき）	1,150	1,200	50
(60) 抑留・収容犬の返還（1頭につき）	4,040	4,100	60
(61) 第1種動物取扱業登録の申請			
ア 新規登録申請			
(ア) 業種の数1である場合	15,000	15,400	400
(イ) 業種の数2以上である場合に (ア)に加算する「1を超える業種の数」 に乘じる額	10,000	10,300	300
イ 更新登録申請			
(ア) 業種の数1である場合	10,000	10,200	200
(イ) 業種の数2以上である場合に (ア)に加算する「1を超える業種の数」 に乘じる額	7,500	7,700	200
(62) 第1種動物取扱業の変更の届出又は 飼養施設設置の届出に係る実地検査	10,000	10,300	300
(64) 動物取扱責任者研修	1,000	2,100	1,100
(65) 特定動物の飼養又は保管の許可の申請 (同一敷地内にある特定飼養施設に係る 申請が同時に3件を超える場合にあって は、3件の申請とみなす。)	28,800	29,500	700
(66) 特定動物の飼養又は保管の変更許可 の申請	9,100	9,400	300
(68) 化製場設置許可の申請	23,700	25,900	2,200
(69) 死亡獣畜取扱場(化製場等に関する 法律第8条に規定する施設を含む。)設置 許可の申請	15,900	17,200	1,300
(71) 飲食店営業許可の申請			
ア 新規許可申請の場合	16,000	16,100	100
(72) 調理の機能を有する自動販売機により 食品を調理し、調理された食品を販売する 営業許可の申請			
ア 新規許可申請の場合	9,600	9,700	100
イ 継続許可申請の場合	7,680	7,700	20

(73) 食肉販売業許可の申請			
ア 新規許可申請の場合	9,600	9,700	100
イ 継続許可申請の場合	7,680	7,700	20
(74) 魚介類販売業許可の申請			
ア 新規許可申請の場合	9,600	9,700	100
イ 継続許可申請の場合	7,680	7,700	20
(75) 魚介類競り売り営業許可の申請			
ア 新規許可申請の場合	21,000	21,100	100
(76) 集乳業許可の申請			
ア 新規許可申請の場合	9,600	9,700	100
イ 継続許可申請の場合	7,680	7,700	20
(77) 乳処理業許可の申請			
ア 新規許可申請の場合	21,000	21,100	100
(78) 特別牛乳搾取処理業許可の申請			
ア 新規許可申請の場合	21,000	21,100	100
(79) 食肉処理業許可の申請			
ア 新規許可申請の場合	21,000	21,100	100
(80) 食品の放射線照射業許可の申請			
ア 新規許可申請の場合	21,000	21,100	100
(81) 菓子製造業許可の申請			
ア 新規許可申請の場合	14,000	14,100	100
(82) アイスクリーム類製造業許可の申請			
ア 新規許可申請の場合	14,000	14,100	100
(83) 乳製品製造業許可の申請			
ア 新規許可申請の場合	21,000	21,100	100
(84) 清涼飲料水製造業許可の申請			
ア 新規許可申請の場合	21,000	21,100	100
(85) 食肉製品製造業許可の申請			
ア 新規許可申請の場合	21,000	21,100	100
(86) 水産製品製造業許可の申請			
ア 新規許可申請の場合	21,000	21,100	100
(87) 氷雪製造業許可の申請			
ア 新規許可申請の場合	21,000	21,100	100
(88) 液卵製造業許可の申請			
ア 新規許可申請の場合	21,000	21,100	100
(89) 食用油脂製造業許可の申請			

ア 新規許可申請の場合	21,000	21,100	100
(90) みそ又はしょうゆ製造業許可の申請			
ア 新規許可申請の場合	16,000	16,100	100
(91) 酒類製造業許可の申請			
ア 新規許可申請の場合	16,000	16,100	100
(92) 豆腐製造業許可の申請			
ア 新規許可申請の場合	14,000	14,100	100
(93) 納豆製造業許可の申請			
ア 新規許可申請の場合	14,000	14,100	100
(94) 麺類製造業許可の申請			
ア 新規許可申請の場合	14,000	14,100	100
(95) そうざい製造業許可の申請			
ア 新規許可申請の場合	21,000	21,100	100
(97) 冷凍食品製造業許可の申請			
ア 新規許可申請の場合	21,000	21,100	100
(99) 漬物製造業許可の申請			
ア 新規許可申請の場合	14,000	14,100	100
(100) 密封包装食品製造業許可の申請			
ア 新規許可申請の場合	21,000	21,100	100
(101) 食品の小分け業許可の申請			
ア 新規許可申請の場合	14,000	14,100	100
(102) 添加物製造業許可の申請			
ア 新規許可申請の場合	21,000	21,100	100
(103) ふぐ営業所登録の申請	3,410	3,500	90
(104) ふぐ営業所登録済証の書換え	2,240	2,300	60
(105) ふぐ営業所登録済証の再交付	3,210	3,300	90
(110) と畜の検査 (1頭につき)			
ア 牛・馬	1,000	1,100	100
イ こ牛 (120キログラム未満)・こ馬 (120キログラム未満)	380	600	220
ウ 豚	380	400	20
エ 山羊・めん羊	140	170	30
(123) 汚染土壌処理業の許可の申請			
ア 新規許可申請の場合	240,000	246,200	6,200
イ 更新許可申請の場合	224,000	230,700	6,700

	(124) 汚染土壌処理業の変更許可の申請	222,000	226,200	4,200
	(125) 汚染土壌処理業の許可を受けた地位の承継の承認の申請	120,000	122,500	2,500
経済	(15) ふ化業者の登録の申請	7,900	8,100	200
	(16) ふ化場の確認の申請	7,900	8,100	200
土木・建築	(1) 建築物に関する確認の申請又は計画通知に係る審査			
	ア 建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合であって、床面積の合計が			
	30平方メートル以内のとき	10,000	11,100	1,100
	30平方メートルを超え100平方メートル以内のとき	18,000	19,100	1,100
	100平方メートルを超え200平方メートル以内のとき	28,000	25,300	△ 2,700
	200平方メートルを超え300平方メートル以内のとき	38,000	53,200	15,200
	300平方メートルを超え500平方メートル以内のとき	38,000	76,300	38,300
	500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のとき	68,000	134,200	66,200
	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のとき	96,000	148,400	52,400
	2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のとき	210,000	307,100	97,100
	10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のとき	360,000	407,300	47,300
	50,000平方メートルを超えるとき	660,000	657,200	△ 2,800
	イ ア以外の場合であって、床面積の合計が			
	30平方メートル以内のとき	10,000	14,900	4,900
	30平方メートルを超え100平方メートル以内のとき	18,000	29,200	11,200
	100平方メートルを超え200平方メートル以内のとき	28,000	40,200	12,200
200平方メートルを超え300平方メートル以内のとき	38,000	53,200	15,200	

300 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のとき	38,000	76,300	38,300
500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のとき	68,000	134,200	66,200
1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のとき	96,000	148,400	52,400
2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のとき	210,000	307,100	97,100
10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以内のとき	360,000	407,300	47,300
50,000 平方メートルを超えるとき	660,000	657,200	△2,800
(4) 建築物に関する完了検査の申請又は完了通知に係る検査			
ア 建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物（当該建築物に係る工事が同法第7条の5に規定する工事であるものに限る。第7号及び第8号において同じ。）である場合であって、床面積の合計（建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあつては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。以下この号において同じ。）が			
30 平方メートル以内のとき	15,000	13,600	△ 1,400
30 平方メートルを超え 100 平方メートル以内のとき	18,000	18,500	500
100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内のとき	24,000	25,400	1,400
200 平方メートルを超え 300 平方メートル以内のとき	33,000	55,200	22,200
300 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のとき	33,000	60,900	27,900
500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のとき	55,000	74,900	19,900

1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のとき	74,000	83,600	9,600
2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のとき	171,000	153,800	△ 17,200
10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以内のとき	244,000	281,700	37,700
50,000 平方メートルを超えるとき	449,000	575,200	126,200
イ ア以外の場合であって、床面積の合計が			
30 平方メートル以内のとき	15,000	19,300	4,300
30 平方メートルを超え 100 平方メートル以内のとき	18,000	28,000	10,000
100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内のとき	24,000	40,700	16,700
200 平方メートルを超え 300 平方メートル以内のとき	33,000	55,200	22,200
300 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のとき	33,000	60,900	27,900
500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のとき	55,000	74,900	19,900
1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のとき	74,000	83,600	9,600
2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のとき	171,000	153,800	△17,200
10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以内のとき	244,000	281,700	37,700
50,000 平方メートルを超えるとき	449,000	575,200	126,200
(7) 市長が減額して定める建築物に関する完了検査の申請又は完了通知に係る検査			
ア 建築物の全てが建築基準法第 6 条の 4 第 1 項各号に掲げる建築物である場合であって、床面積の合計が			
30 平方メートル以内のとき	14,000	12,600	△ 1,400

30 平方メートルを超え 100 平方メートル以内のとき	16,000	17,500	1,500
100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内のとき	22,000	23,400	1,400
200 平方メートルを超え 300 平方メートル以内のとき	31,000	53,200	22,200
300 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のとき	31,000	58,900	27,900
500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のとき	52,000	71,900	19,900
1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のとき	69,000	78,600	9,600
2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のとき	161,000	143,800	△ 17,200
10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以内のとき	234,000	271,700	37,700
50,000 平方メートルを超えるとき	439,000	565,200	126,200
イ ア以外の場合であって、床面積の合計が			
30 平方メートル以内のとき	14,000	18,300	4,300
30 平方メートルを超え 100 平方メートル以内のとき	16,000	27,000	11,000
100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内のとき	22,000	38,700	16,700
200 平方メートルを超え 300 平方メートル以内のとき	31,000	53,200	22,200
300 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のとき	31,000	58,900	27,900
500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のとき	52,000	71,900	19,900
1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のとき	69,000	78,600	9,600
2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のとき	161,000	143,800	△17,200
10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以内のとき	234,000	271,700	37,700
50,000 平方メートルを超えるとき	439,000	565,200	126,200

(8) 建築物に関する中間検査の申請又は特定工程完了通知に係る検査			
ア 建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合であって、当該検査を行う部分の床面積の合計が			
30平方メートル以内のとき	14,000	13,600	△ 400
30平方メートルを超え100平方メートル以内のとき	16,000	17,900	1,900
100平方メートルを超え200平方メートル以内のとき	22,000	24,000	2,000
200平方メートルを超え300平方メートル以内のとき	30,000	54,700	24,700
300平方メートルを超え500平方メートル以内のとき	30,000	56,700	26,700
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のとき	50,000	62,100	12,100
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のとき	68,000	68,300	300
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のとき	145,000	117,700	△ 27,300
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のとき	204,000	210,300	6,300
50,000平方メートルを超えるとき	391,000	414,700	23,700
イ ア以外の場合であって、当該検査を行う部分の床面積の合計が			
30平方メートル以内のとき	14,000	19,900	5,900
30平方メートルを超え100平方メートル以内のとき	16,000	28,000	12,000
100平方メートルを超え200平方メートル以内のとき	22,000	39,500	17,500
200平方メートルを超え300平方メートル以内のとき	30,000	54,700	24,700
300平方メートルを超え500平方メートル以内のとき	30,000	56,700	26,700
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のとき	50,000	62,100	12,100

1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のとき	68,000	68,300	300
2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のとき	145,000	117,700	△27,300
10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以内のとき	204,000	210,300	6,300
50,000 平方メートルを超えるとき	391,000	414,700	27,300
(113) マンション管理計画の認定又は認定の更新の申請（マンションの管理の適正化の推進に関する法律第 5 条の 14 各号（同法第 5 条の 16 第 2 項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを確認することができる書面（市長が別に定めるものに限る。）を添付する場合を除く。）			
ア 長期修繕計画の数が 1 である場合	26,900	28,100	1,200
イ 長期修繕計画の数が 2 以上である場合	26,900 円に 1 を超える長期修繕計画の数に 15,500 円を乗じて得た額を加算した額	28,100 円に 1 を超える長期修繕計画の数に 16,200 円を乗じて得た額を加算した額	—

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行するものです。
- 2 改正内容 2（1）の改正後の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請等に係る手数料について適用し、同日前にされた申請等に係る手数料については、なお従前の例によるものです。
- 3 前項の規定にかかわらず、別表「保健・衛生」の規定は、この条例の施行の際現に動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 10 条第 1 項の登録（当該登録の有効期間の満了の日が令和 8 年 5 月 31 日までであるものに限る。）を受けている者が、当該有効期間に引き続く期間について、当該有効期間の満了の日までに同法第 13 条第 1 項の更新を受けようとする場合における当該更新の申請に係る手数料については、なお従前の例によるものです。
- 4 第 2 項の規定にかかわらず、別表「保健・衛生」の規定は、この条例の施行の際現

に食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の許可（当該許可の有効期間の満了の日が令和8年5月31日であるものに限る。）を受けている者（その地位を承継した者を含む。）が、当該有効期間に引き続く期間について、同日までに同項の許可を受けようとする場合における当該許可の申請に係る手数料については、なお従前の例によるものです。

5 改正内容2（2）の改正後の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例によるものです。

6 改正内容2（3）の改正後の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請等に係る手数料について適用し、同日前にされた申請等に係る手数料については、なお従前の例によるものです。

(第 63 号議案の説明資料)

高齢者福祉課

浜松市軽度生活援助員派遣手数料徴収条例の廃止について

(提案理由)

浜松市軽度生活援助員派遣事業の廃止に伴い、軽度生活援助員の派遣にかかる手数料の徴収について規定する条例を廃止するものです。

(施行期日)

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行するものです。

浜松市子ども・子育て支援法施行条例等の一部改正について

(提案理由)

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）の施行により「特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準」について都道府県及び指定都市が条例を定めることとされたことを受け、当該基準を定めるため、浜松市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正するものです。

また、浜松市立保育所及び浜松市立幼保連携型認定こども園で特定乳児等通園支援事業を実施するにあたり、浜松市立保育所条例及び浜松市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 浜松市子ども・子育て支援法施行条例の一部改正

(1) 基準の整備

特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準は、府令に定める基準とするほか、所要の整備を行うものです。

基準とする府令	基準の主な内容
特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準(令和 7 年内閣府令第 95 号)	・利用定員に関する基準 ・運営に関する基準

2 浜松市立保育所条例の一部改正

(1) 事業、利用者の範囲、使用料（第 3 条、第 4 条及び第 7 条関係）

浜松市立保育所における特定乳児等通園支援事業を以下のとおり規定するほか、所要の整備を行うものです。

区分	内容
事業	特定乳児等通園支援
利用者の範囲	乳児等支援給付認定子ども
使用料	乳児等通園支援給付費の額等を勘案して規則で定める額

(2) 附則（附則第 3 項関係）

附則第 3 項及び附則別表の乳児等通園支援事業に関する規定を削除するものです。

### 3 浜松市立幼保連携型認定こども園条例の一部改正

#### (1) 事業、利用者の範囲、使用料（第3条、第4条及び第7条関係）

浜松市立幼保連携型認定こども園における特定乳児等通園支援事業を以下のとおり規定するほか、所要の整備を行うものです。

区分	内容
事業	特定乳児等通園支援
利用者の範囲	乳児等支援給付認定子ども
使用料	乳児等通園支援給付費の額等を勘案して規則で定める額

#### (施行期日)

この条例は、令和8年4月1日から施行するものです。

浜松市春野福祉センター条例の一部改正について

(提案理由)

定期監査等の結果に関する報告（令和 4 年 5 月 2 6 日付監報第 7 号）を踏まえ、施設の位置付けを見直すとともに、実態に即した適切な開館時間や浴室の利用料金とするため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 趣旨に目的を追加

設置の趣旨について、「福祉の向上と健康の増進を図るため」としていたものを、第 3 次浜松市中山間地域振興計画の考え方に基づき「中山間地域の交流の促進」を加え、「福祉の向上及び健康の増進並びに中山間地域の交流の促進」に改めるものです。

2 開館時間の短縮

午後 5 時以降の利用実態を鑑みて、開館時間を短縮するものです。

(改正前)「午前 9 時から午後 9 時まで」

(改正後)「午前 9 時から午後 5 時まで」

3 浴室の利用料金の見直し

物価高騰を鑑みて、浴室の利用料金について次のとおり改正するものです。

改正前		⇒	改正後	
利用区分	金額		利用区分	金額
小人 1 人 1 回	100 円		小人 1 人 1 回	200 円
大人 1 人 1 回	200 円		大人 1 人 1 回	300 円

4 作業室及びリハビリコーナーの削除

利用実態を鑑みて、作業室及びリハビリコーナーを別表の利用区分から削除するものです。

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行するものです。
- 2 改正後の浜松市春野福祉センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用するものです。ただし、この条例の施行の際現に当該利用の許可を受けている者の当該許可に係る利用料金については、なお従前の例によるものです。

浜松市介護保険条例の一部改正について

(提案理由)

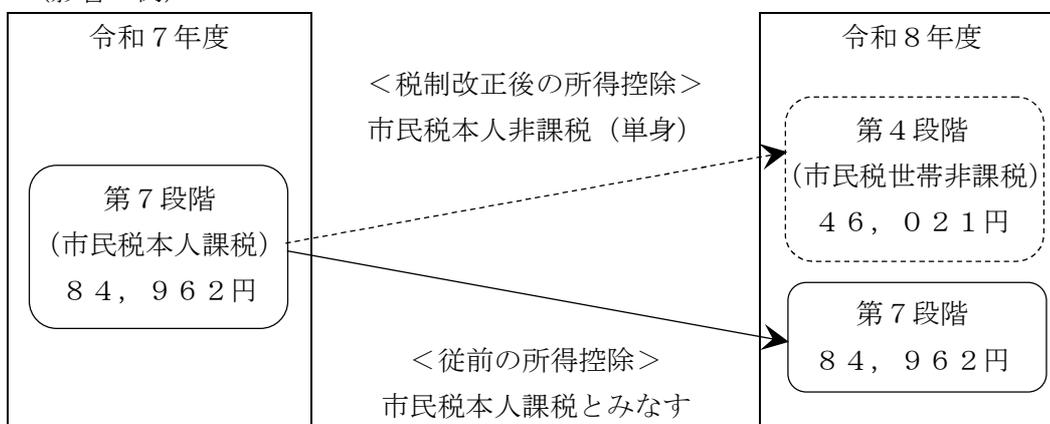
介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）の一部改正により、令和 8 年度の介護保険料率の算定に関する所得の特例を定めるほか、保険料の減免規定を改めるため、浜松市介護保険条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 保険料率の算定に関する特例（附則第 5 条）

第 1 号被保険者の保険料率は、市民税の課税状況や合計所得金額に基づき算定しています。令和 7 年度税制改正における個人住民税に係る給与所得控除の引き上げに伴い、一部の被保険者において、令和 8 年度の保険料率が下がる影響が生じます。これを受け、介護保険法施行令が改正され、令和 8 年度の保険料率について給与所得控除を従前のものとして算定することとされたことに伴い、保険料率の算定に関する所得の額の特例を定めるものです。

(影響の例)



2 保険料の減免規定（第 12 条）

第 1 号被保険者の保険料の減免について、やむを得ない理由により、条例で定められた期限や方法で申請することができないと認められる場合、期限後の申請や申請書類の提出を省略できるよう改めるものです。

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行するものです。
- 2 改正後の浜松市介護保険条例の規定は、令和 8 年度分の保険料から適用し、令和 7 年度分までの保険料については、なお従前の例によるものです。

浜松市国民健康保険条例の一部改正について

(提案理由)

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）が令和 6 年 10 月 1 日に施行となり、令和 8 年 4 月 1 日に子ども・子育て支援金制度が創設されます。これに伴い、「子ども・子育て支援金」を医療保険料等とあわせて徴収しなければならないことから、賦課額及び算定の方法並びに各種軽減に係る規定等を定める必要があるため、浜松市国民健康保険条例の一部を改正するものです。

(主な改正内容)

1 項目追加（第 10 条、第 15 条、第 17 条、第 20 条、第 20 条の 2、第 20 条の 3、第 20 条の 4、附則第 3 項）

各種保険料等の賦課額及び減額について、子ども・子育て支援納付金賦課額を追加するものです。

- ・保険料の賦課額
- ・低所得者の保険料の減額
- ・特例対象被保険者等の特例
- ・未就学児の被保険者均等割額の減額
- ・出産被保険者の保険料の減額

2 新たに規定（第 14 条の 10、第 14 条の 11、第 14 条の 12、第 20 条の 5）

子ども・子育て支援納付金賦課額の賦課方式及び賦課限度額並びに所得割額の算定方法等について、新たに規定するものです。

- ・賦課方式及び賦課限度額
- ・所得割額の算定方法
- ・被保険者均等割額及び 18 歳以上被保険者均等割額
- ・18 歳未満被保険者の被保険者均等割額の減額

3 所要の修正（第 14 条の 5）

国民健康保険法施行令の一部改正を受け、既存の条文の表記を修正するものです。

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行するものです。
- 2 改正後の浜松市国民健康保険条例の規定は、令和 8 年度分の保険料から適用し、令和 7 年度分までの保険料については、なお従前の例によるものです。

浜松市勤労福祉センター条例の一部改正について

(提案理由)

浜松市勤労福祉センターについて、大規模改修工事が終了することに伴い大会議室の利用区分を変更するため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

浜松市勤労福祉センター条例別表（第 10 条関係）のうち、1 ホール等の利用区分の表記について、大会議室を全面、大会議室東を 3 分の 2 面、大会議室西を 3 分の 1 面に改めるものです。

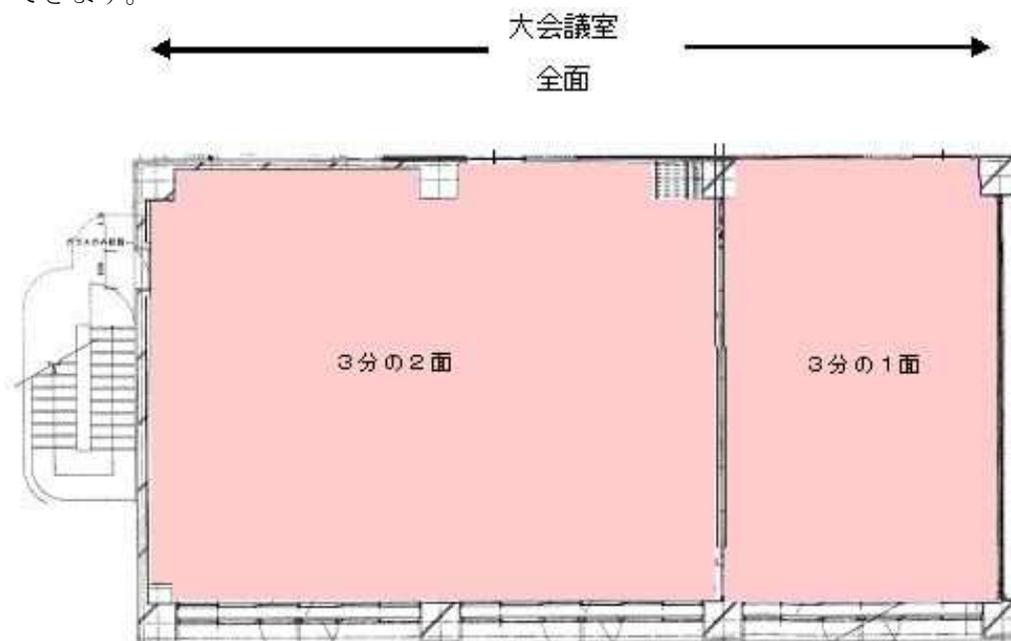
改正前	改正後	
大会議室	大会議室	全面
大会議室 東		3分の2面
大会議室 西		3分の1面

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行するものです。

<補足>

大会議室は、スライディングウォールで区切ることによって 2 / 3 面、1 / 3 面として利用することができます。



浜松市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

(提案理由)

浜松医療センターについて、令和 8 年 5 月の B 棟（現 3 号館）運用開始に伴い、病室機能及び患者の入院環境向上が図られることに加え、近年の病室維持管理に係る経費の上昇や近隣病院の料金状況を踏まえた特別室使用料に改定するため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

浜松医療センターの特別室使用料について、特室の追加及び 1 人室の料金改定をするとともに、1 人室の一部、2 人室、3 人室及び周産期センター 4 人室の廃止をするものです。

改正前

種別	単位	金額	備考
特室	1 日	33,000 円	1 (略)
			2 患者の申入れにより、2 人室を 1 人で利用する場合は左記料金に 2 を乗じて得た額、3 人室を 1 人で利用する場合は左記料金に 3 を乗じて得た額、3 人室を 2 人で利用する場合は左記料金に 1.5 を乗じて得た額、周産期センター 4 人室を 1 人で利用する場合は左記料金に 4
1 人室 A	1 日	13,200 円	
1 人室 B	1 日	12,100 円	
1 人室 C	1 日	11,000 円	
1 人室 D	1 日	9,900 円	
1 人室 E	1 日	8,800 円	
1 人室 F	1 日	7,700 円	
1 人室 G	1 日	5,500 円	
1 人室 H	1 日	4,400 円	
2 人室	1 日	2,200 円	
3 人室	1 日	2,200 円	
周産期センター 4 人室	1 日	2,200 円	

改正後

種別	単位	金額	備考
特室 A	1 日	36,300 円	1 (略)
特室 B	1 日	18,700 円	(削除)
1 人室 A	1 日	14,300 円	2 (略)
1 人室 B	1 日	13,200 円	
1 人室 C	1 日	12,100 円	
1 人室 D	1 日	9,900 円	

			を乗じて得た額、周産期センター4人室を2人で利用する場合は左記料金に2を乗じて得た額、周産期センター4人室を3人で利用する場合は左記料金に1.3を乗じて得た額とする。 3 (略)	
--	--	--	--	--

(施行期日)

この条例は、令和8年5月30日から施行するものです。

(第 70 号議案の説明資料)

緑政課

浜松市風致地区条例の一部改正について

(提案理由)

放送法（昭和 25 年法律第 132 号）の一部が改正され、ラジオ放送に関する規定が条ずれしたため、これを引用する条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

浜松市風致地区条例第 2 条第 2 項第 13 号ウにおいて許可を要しない行為としている規定中、「放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 64 条第 1 項ただし書に規定するラジオ放送」としていたものを、法改正に合わせ「放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 20 条の 3 第 9 項に規定するラジオ放送」に改めるものです。

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行するものです。

## 浜松市自転車等駐車場条例の一部改正について

## (提案理由)

浜松駅周辺に位置する市営自転車等駐車場を有料化するにあたり、使用料の納付及び指定管理者による管理に関する規定の追加並びに所要の整備に係る条例の一部改正を行うものです。

このほか、天竜浜名湖鉄道駅前に設置している既設の市営自転車等駐車場について、利用者の快適な駐車環境の向上を図るため、新たに条例に規定するものです。

## (主な改正内容)

## 1 有料自転車等駐車場

車両区分	名称
自転車	鍛冶町通り自転車駐車場、千歳町自転車駐車場、浜松駅西第一自転車駐車場、浜松駅西第二自転車駐車場、浜松駅西第三自転車駐車場、浜松駅西第四自転車駐車場、浜松駅西第五自転車駐車場、浜松駅東第一自転車駐車場、浜松駅東第二自転車駐車場、浜松駅東第三自転車駐車場
原動機付自転車	浜松駅西原付駐車場、浜松駅東原付駐車場
自動二輪車	浜松駅東自動二輪車駐車場、浜松駅西自動二輪車駐車場

## 2 使用料額

車両区分	自転車		原動機付自転車 ・自動二輪車
	駅西・駅東エリア に位置する駐車場	鍛冶町通りエリア に位置する駐車場	
一時利用 又は時間 利用の額	(一時利用) 入場させてから 24 時 間までごとに 100 円。	(時間利用) 入場させてから最初の 3 時間までは無料。 3 時間以降、2 時間まで ごとに 100 円。 ただし、24 時間までご との金額の上限は 500 円。	(時間利用) 入場させてから 24 時 間までごとに、最初の 3 時間までは 100 円。 3 時間を超え 12 時間ま では 150 円。 12 時間を超え 24 時間 までは 200 円。

定期利用 の額	1 箇月間 2,000 円	-	1 箇月間 3,000 円
	3 箇月間 5,700 円		3 箇月間 8,550 円
	6 箇月間 10,800 円		6 箇月間 16,200 円

※学生又は70歳以上は、上記定期利用の額から1/2とします。

※一時利用とは、入場から出場させるまでの24時間を単位とする利用です。

※時間利用とは、入場から出場させるまでの時間を単位とする利用です。

※定期利用とは、一定の期間を単位として期間を定めた利用です。

### 3 指定管理者による管理

浜松駅周辺に位置する市営自転車等駐車場（有料自転車等駐車場及び第一通り駅自転車駐車場）は、指定管理者が管理するものとします。

### 4 天竜浜名湖鉄道駅前に設置している既設の市営自転車等駐車場の追加

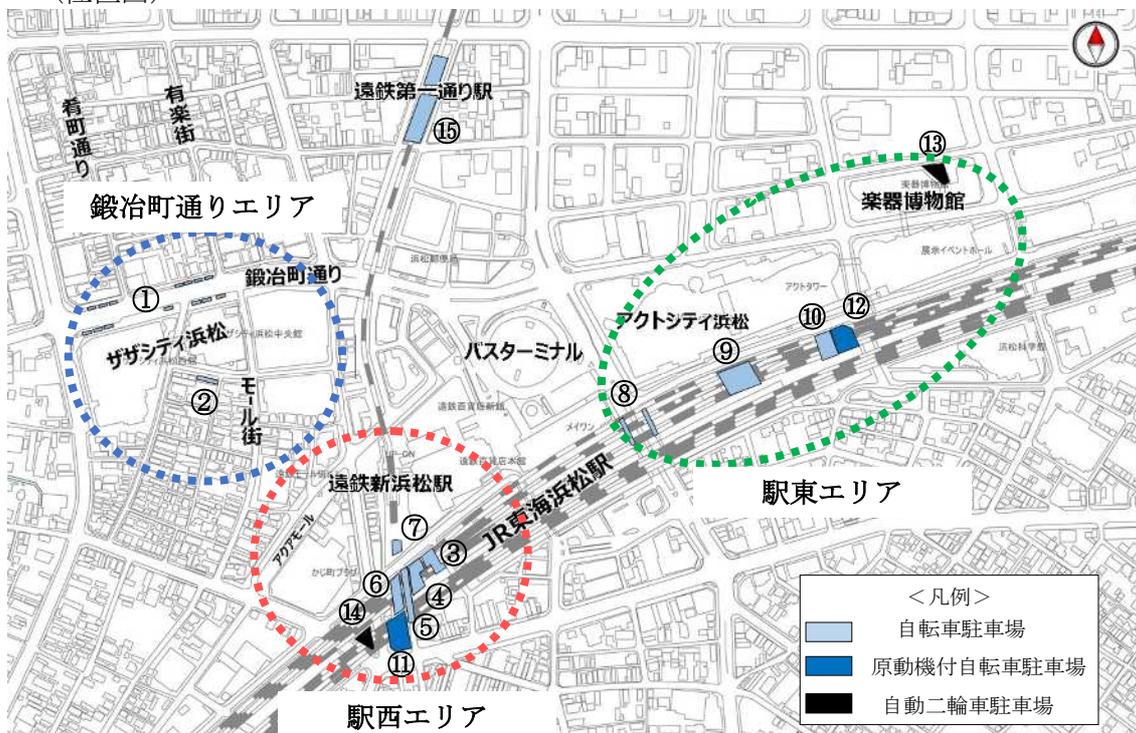
自転車等駐車場の名称及び位置を定める別表の表中に気賀駅自転車等駐車場、寸座駅自転車等駐車場、金指駅自転車等駐車場、浜名湖佐久米駅自転車等駐車場、奥浜名湖駅自転車等駐車場、尾奈駅自転車等駐車場、東都筑駅自転車等駐車場、都筑駅自転車等駐車場、三ヶ日駅自転車等駐車場を追加するものです。

#### （施行期日等）

- 1 この条例は、令和8年5月1日から施行するものです。ただし、指定管理者による管理、使用料の納付及び利用料金に係る規定は、規則で定める日から施行するものです。
- 2 指定管理者の指定の手續その他の行為は、規則で定める日前においても行うことができるものとします。
- 3 定期利用に係る利用の許可、使用料の納付及びこれらに関し必要なその他の行為は、規則で定める日前においても行うことができるものとします。
- 4 条例改正前から駐車場に駐車されている自転車等については、有料化施行日に名称を同じくする駐車場に入場したものとみなして、条例改正後の規定を適用するものです。

＜浜松駅周辺自転車等駐車場＞

(位置図)



①鍛冶町通り自転車駐車場	②千歳町自転車駐車場
③浜松駅西第一自転車駐車場	④浜松駅西第二自転車駐車場
⑤浜松駅西第三自転車駐車場	⑥浜松駅西第四自転車駐車場
⑦浜松駅西第五自転車駐車場	⑧浜松駅東第一自転車駐車場
⑨浜松駅東第二自転車駐車場	⑩浜松駅東第三自転車駐車場
⑪浜松駅西原付駐車場	⑫浜松駅東原付駐車場
⑬浜松駅東自動二輪車駐車場	⑭浜松駅西自動二輪車駐車場
⑮第一通り駅自転車駐車場	

※⑮第一通り駅自転車駐車場は無料

浜松市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

## (提案理由)

浜北中央北地区計画の都市計画決定に伴い、同区域内の建築物の用途に関する制限について、地区計画の内容と整合を図るため、条例の一部を改正するものです。

## (改正内容)

- 1 条例を適用する区域に浜北中央北地区整備計画区域を追加し、地区計画区域における建築物の制限等に浜北中央北地区整備計画区域における建築物の用途の制限を次のとおり規定するものです。

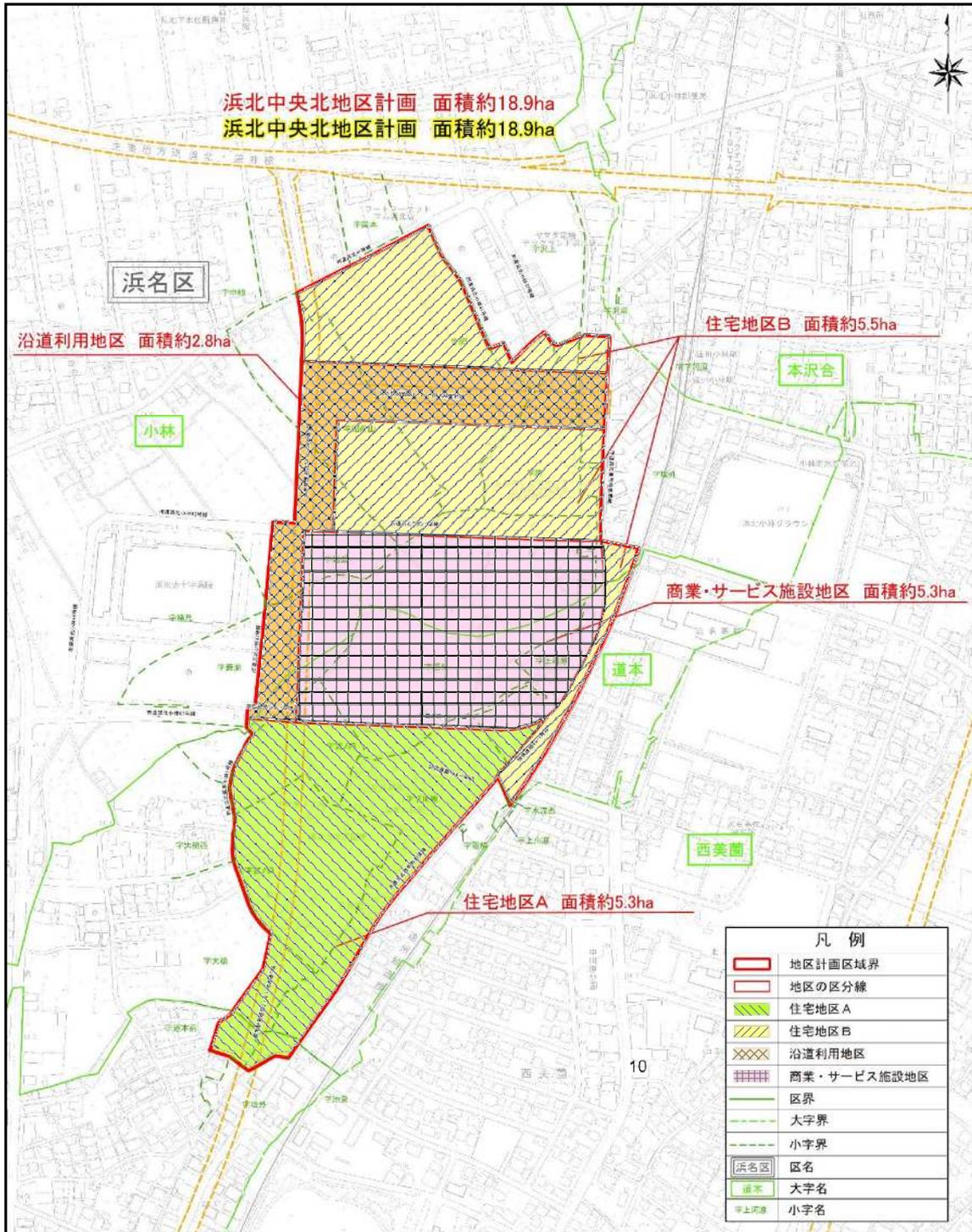
地区	建築してはならない建築物
住宅 地区 A	次に掲げる建築物 (1) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
住宅 地区 B	次に掲げる建築物 (1) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (2) 店舗又は飲食店でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの (3) 倉庫 で床面積の合計が 500 平方メートルを超えるもの (4) 工場（食品、日用品若しくは自動車用品の販売を主たる目的とする店舗又はサービス業を営む店舗に附属する作業場及び原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が 50 平方メートルを超えない自動車修理工場を除く。） (5) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（建築物に附属するものを除く。） (6) 自動車教習所 (7) 畜舎で床面積の合計が 15 平方メートルを超えるもの
沿道 利用 地区	次に掲げる建築物 (1) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (2) 店舗、飲食店、展示場又は遊技場の用途に供する建築物で、その用途に供する部分 の床面積の合計が 5,000 平方メートルを超えるもの (3) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（建築物に附属するものを除く。） (4) 自動車教習所 (5) 畜舎で床面積の合計が 15 平方メートルを超えるもの（ただし、ペットショップ、ペットホテルその他これらに類するものは除く。） (6) ぱちんこ屋
商 業・サ ービ ス施 設地 区	次に掲げる建築物 (1) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (2) 法別表第 2（～）項第 3 号に規定するもの又は店舗、飲食店、展示場若しくは遊技場の用途に供する建築物で、その用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が 10,000 平方メートルを超えるもの (3) 倉庫業を営む倉庫

- |   |
|---|
| (4) 自動車教習所<br>(5) 畜舎で床面積の合計が 15 平方メートルを超えるもの（ペットショップ、ペットホテルその他これらに類するものを除く。）<br>(6) ぱちんこ屋 |
|---|

(施行期日)

この条例は、公布の日後最初の浜北中央北地区整備計画区域に係る都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定による都市計画の変更の告示があった日から施行するものです。

浜北中央北地区整備計画区域図



(参考) 都市計画決定のスケジュール

- ・都市計画審議会 令和7年12月1日
- ・都市計画決定告示 令和8年3月31日(予定)

浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正について

(提案理由)

人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告（令和 7 年 10 月 2 日）を踏まえ、一般職の職員に支給する地域手当、給料の特例措置の率及び通勤手当の改定を行うほか、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 人事委員会勧告を踏まえた改正

(1) 地域手当の改定

地域手当の支給割合を次のとおり改定するものです。

	現行	改定案	改定率
浜松市に勤務する職員	3.32%	<u>4%</u>	0.68%
東京事務所に勤務する職員	18.32%	<u>19%</u>	0.68%

(2) 給料の特例措置の率の改定

給料の特例措置について、次のとおり改定するものです。

	現行	改定案	改定率
給料の特例措置の率	1.82%	<u>1.14%</u>	△0.68%

(3) 通勤手当の改定

交通用具を利用する職員及び公共交通機関を利用しかつ交通用具を利用する職員に対する通勤手当の上限額について、次のとおり改定するものです。

	現行	改定案	改定額
交通用具を利用する職員	38,700 円	<u>66,400 円</u>	27,700 円
公共交通機関を利用しかつ 交通用具を利用する職員	55,000 円	<u>66,400 円</u>	11,400 円

2 その他

行政職給料表に 10 級が導入されることに伴い、扶養手当について所要の整備を行うものです。

(施行期日)

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行するものです。

浜松市立幼稚園条例の一部改正について

(提案理由)

浜松市立舞阪幼稚園を廃園するほか、新たに浜松市立小松幼稚園及び浜松市立犬居幼稚園で預かり保育事業等を実施するため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 名称及び位置（第 2 条関係）

浜松市立幼稚園の名称及び位置を定める別表第 1 の表中から、浜松市立舞阪幼稚園の項を削除するものです。

2 預かり保育事業等（第 3 条、第 4 条及び第 5 条関係）

(1) 在園児の預かり保育の実施園の追加

在園児を対象に預かり保育を実施する園として、別表第 2 に浜松市立小松幼稚園及び浜松市立犬居幼稚園を追加するものです。

(2) 非在園児の一時預かりの実施

新たに浜松市立犬居幼稚園で非在園児を対象とした一時預かりを実施するため、第 3 条に事業、第 4 条に利用者の範囲、第 5 条に使用料及び別表第 3 に実施園を規定するものです。

(3) 附則

所要の整備を行うものです。

(施行期日)

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行するものです。



デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための関係条例の整備  
に関する条例の制定について

(提案理由)

アナログ的な運用を前提とする規制を見直し、デジタル社会の形成に向けた規制改革を推進するため、関係条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

- 1 浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例（第 1 条）  
事業者による産業廃棄物の処理状況について、実地以外の確認方法を可能とするものです。
- 2 浜松市屋外広告物条例（第 2 条）  
屋外広告物の許可に伴う屋外広告業者の氏名等の周知方法について、インターネットを利用する方法も可能とするものです。
- 3 浜松市行政手続条例（第 3 条）  
不利益処分にかかる聴聞において、名宛人の所在が判明しない場合の通知方法に、インターネットを利用する方法及び電子計算機の映像面に表示する方法を追加するものです。
- 4 浜松市職員退職手当支給条例（第 4 条）  
退職手当の支給を制限する場合において、当該処分を受けるべき者の所在が判明しない場合の通知方法に、インターネットを利用する方法及び電子計算機の映像面に表示する方法を追加するものです。
- 5 浜松市税条例（第 5 条）  
公示送達の方法に、インターネットを利用する方法及び電子計算機の映像面に表示する方法を追加するものです。

(施行期日等)

- 1 施行期日  
この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行するものです。ただし、以下の改正規定はそれぞれに記載の日から施行するものです。
  - (1) 浜松市行政手続条例及び浜松市職員退職手当支給条例  
令和 8 年 5 月 2 1 日
  - (2) 浜松市税条例  
地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）附則第 1 条第 1 2 号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日の翌日のいずれか遅い日

## 2 経過措置

### (1) 浜松市屋外広告物条例

この条例の施行前にした標識の掲示に関する規定に違反する行為に対する処分及び罰則の適用については、なお従前の例によるものです。

### (2) 浜松市行政手続条例

この条例の施行の日前にした通知については、なお従前の例によるものです。

### (3) 浜松市職員退職手当支給条例

この条例の施行の日前にした通知については、なお従前の例によるものです。

### (4) 浜松市税条例

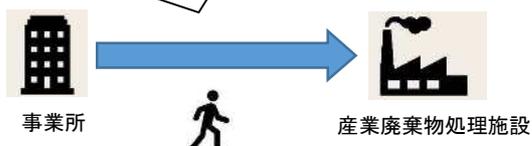
この条例の施行の日前にした公示送達については、なお従前の例によるものです。

(見直しイメージ)

### ○実地確認規制の緩和（第1条）

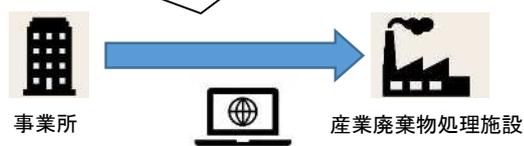
<見直し前>

事業者は実地で処理施設等の状況を確認しなければならない



<見直し後>

Web会議やWebカメラを活用した確認が可能に



### ○書面掲示規制の緩和（第2条）

<見直し前>

事業者は標識で書面を掲示しなければならない



<見直し後>

インターネットを利用した周知も可能に



### ○書面掲示規制の緩和（第3～5条）

<見直し前>

市は掲示場で書面を掲示しなければならない



<見直し後>

掲示場等での書面掲示（電子掲示板の利用も可）とともにインターネットによる公表を行うことでどこからでも閲覧可能に



## 辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画について

## (提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を策定することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項の規定により、議決を求めるものです。

## (計画の主な内容)

## 1 目的

辺地に係る公共的施設の総合的、かつ、計画的な整備を促進することを目的に、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図るために整備計画（令和 8 年度～令和 10 年度）を策定するものです。

## 2 整備計画

(単位：千円)

整備を行う 辺地	事業費・財源	整備を計画する公共的施設				合計
		林道	農道	市道	飲料水供給施設	
堀谷辺地 (浜名区堀谷)	事業費	22,650				22,650
	特定財源	11,325				11,325
	一般財源	11,325				11,325
	うち辺地対策事業債 の予定額	11,300				11,300
大井辺地 (天竜区佐久間町大井)	事業費		76,000			76,000
	特定財源					
	一般財源		76,000			76,000
	うち辺地対策事業債 の予定額		76,000			76,000
下平山辺地 (天竜区龍山町下平山)	事業費			10,000		10,000
	特定財源					
	一般財源			10,000		10,000
	うち辺地対策事業債 の予定額					10,000
瀬尻辺地 (天竜区龍山町瀬尻)	事業費			8,000		8,000
	特定財源					
	一般財源			8,000		8,000
	うち辺地対策事業債 の予定額			8,000		8,000
大嶺辺地 (天竜区龍山町大嶺)	事業費			10,000	423	10,423
	特定財源				42	42
	一般財源			10,000	381	10,381
	うち辺地対策事業債 の予定額			10,000	300	10,300
合計	事業費	22,650	76,000	28,000	423	127,073
	特定財源	11,325			42	11,367
	一般財源	11,325	76,000	28,000	381	115,706
	うち辺地対策事業債 の予定額	11,300	76,000	28,000	300	115,600

包括外部監査契約締結について

(提案理由)

地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を持つ外部の専門家による包括外部監査を実施するにあたり、契約の相手方及び契約金額など包括外部監査契約締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

- 1 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期 令和8年4月1日（終期は令和9年3月31日）
- 3 契約金額 14,616,000円を上限とする額
- 4 費用の算定方法及び支払方法
  - (1) 算定方法 契約に定める基本費用の額及び執務費用の額の合算
  - (2) 支払方法 契約の定めるところによる
- 5 契約の相手方
  - (1) 住 所 静岡県浜松市中央区野口町430番地の2
  - (2) 氏 名 松島 達也
  - (3) 資 格 公認会計士（日本公認会計士協会東海会 静岡県会所属）
  - (4) 所 属 事 務 所 松島達也公認会計士事務所
  - (5) 事務所の所在地 静岡県浜松市

